

笠間市告示第 2 1 2 号

平成 2 2 年第 1 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成 2 2 年 3 月 2 日 (火)

2 場 所 笠間市議会議場

平成22年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月 2日	火	本 会 議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
3月 3日	水	休 会	議案調査 〔議案質疑通告締切（午前中）〕
3月 4日	木	本 会 議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会設置・付託 〔一般質問通告締切（午前中）〕
3月 5日	金	休 会	議事整理 〔議会運営委員会開催〕
3月 6日	土	休 会	
3月 7日	日	休 会	
3月 8日	月	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
3月 9日	火	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
3月10日	水	休 会	議事整理
3月11日	木	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月12日	金	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月13日	土	休 会	
3月14日	日	休 会	
3月15日	月	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月16日	火	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月17日	水	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月18日	木	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月19日	金	本 会 議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会開催〕

平成 2 2 年第 1 回
 笠間市議会定例会会議録 第 1 号

平成 2 2 年 3 月 2 日 午前 1 0 時 0 0 分開会

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	姥	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海	老澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小園	江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海	老澤	勝	男	君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	青木繁君
総務部長	小松崎登君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	岡野正三君
保健衛生部長	仲村洋君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	橋本雅晴君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	光又千尋君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	横田文夫君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第1号

平成22年3月2日(火曜日)

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について

- 日程第6 茨城地方広域環境事務組合議会議員選挙について
- 日程第7 笠間市農業委員会委員の推薦について
- 日程第8 施政方針について
- 日程第9 議案第1号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第2号 笠間市地域振興基金条例及び笠間市生活環境整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第3号 笠間市ごみ減量化推進基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第4号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第6号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第7号 笠間市菅友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第9号 笠間市育英基金条例等を廃止する条例について
- 議案第10号 笠間市民プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第11号 笠間市立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例について
- 日程第20 議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第21 議案第16号 平成21年度笠間市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第17号 平成21年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 平成21年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 平成21年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成21年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成21年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 平成21年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 平成21年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）

- 議案第24号 平成21年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 平成21年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第26号 平成21年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第27号 平成21年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第28号 平成21年度笠間市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第23 議案第29号 工事委託契約の締結について
（岩間駅橋上化及び自由通路新設工事）
- 日程第24 議案第30号 平成22年度笠間市一般会計予算
- 議案第31号 平成22年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第32号 平成22年度笠間市老人保健特別会計予算
- 議案第33号 平成22年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成22年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第35号 平成22年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第36号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第37号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第38号 平成22年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第39号 平成22年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第40号 平成22年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第41号 平成22年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 日程第25 議員提出議案第1号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書について
- 議員提出議案第2号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書について
- 議員提出議案第3号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 追加日程第1 決議案第1号 議員竹江 浩君の議員辞職勧告決議について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 茨城地方広域環境事務組合議会議員選挙について
- 日程第7 笠間市農業委員会委員の推薦について
- 日程第8 施政方針について
- 日程第9 議案第1号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第10 議案第2号 笠間市地域振興基金条例及び笠間市生活環境整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第3号 笠間市ごみ減量化推進基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第4号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第6号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第7号 笠間市嘗友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第9号 笠間市育英基金条例等を廃止する条例について
- 議案第10号 笠間市民プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第11号 笠間市立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例について
- 日程第20 議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第21 議案第16号 平成21年度笠間市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第17号 平成21年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第18号 平成21年度笠間市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 議案第19号 平成21年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第20号 平成21年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第21号 平成21年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第22号 平成21年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第23号 平成21年度笠間市立病院事業会計補正予算(第4号)
- 議案第24号 平成21年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第4号)
- 議案第25号 平成21年度笠間市友部水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第26号 平成21年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第27号 平成21年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第28号 平成21年度笠間市一般会計補正予算(第10号)

- 日程第23 議案第29号 工事委託契約の締結について
(岩間駅橋上化及び自由通路新設工事)
- 日程第24 議案第30号 平成22年度笠間市一般会計予算
議案第31号 平成22年度笠間市国民健康保険特別会計予算
議案第32号 平成22年度笠間市老人保健特別会計予算
議案第33号 平成22年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
議案第34号 平成22年度笠間市介護保険特別会計予算
議案第35号 平成22年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
議案第36号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
議案第37号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
議案第38号 平成22年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
議案第39号 平成22年度笠間市立病院事業会計予算
議案第40号 平成22年度笠間市水道事業会計予算
議案第41号 平成22年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 日程第25 議員提出議案第1号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書について
議員提出議案第2号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書について
議員提出議案第3号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書について

午前10時00分開会

開会の宣告

議長(市村博之君) 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長(市村博之君) 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番鈴木貞夫君、8番西山 猛君を指名いたします。

会期の決定について

議長（市村博之君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期等につきまして、去る2月23日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告をいただきたいと思います。

委員長海老澤勝男君。

〔議会運営委員長 海老澤勝男君登壇〕

議会運営委員長（海老澤勝男君） 命によりまして、議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、2月23日午後2時から、委員会室におきまして、平成22年第1回笠間市議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおりであります。3月2日から3月19日までの18日間といたしました。

初日の2日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案の説明を受け、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

4日は、議案質疑を行い、各委員会への付託及び予算特別委員会の設置、付託を行います。

8日と9日には常任委員会を開催し、11、12、15日の3日間におきまして予算特別委員会を開催いたします。

16、17、18日の3日間を一般質問とし、最終日の19日は、各委員会に付託された議案等の審査結果を委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、報告といたします。

議長（市村博之君） お諮りいたします。

ただいま委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月19日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、ただいま議会運営委員会委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

議長（市村博之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告が提出されましたので、既に議案とともに配付してございますから、ご了承願いたいと思います。

請願陳情について

議長（市村博之君） 日程第4、請願陳情について議題といたします。

今期定例会に提出された請願陳情につきましては、文書表を付して、その写しをお手元に配付いたしております。これら請願陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、10時10分に再開いたします。

休憩中に、議会運営委員会を開催しますので、委員は直ちに第1委員会室にご参集ください。

午前10時05分休憩

午前10時29分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま5番藤枝 浩君外14名から、議員竹江 浩君の議員辞職勧告決議案が、会議規則第14条第1項の規定により提出されました。

ここで、決議案配付のため暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、この決議案を日程に追加し、追加日程第

1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

決議案第1号 議員竹江 浩君の議員辞職勧告決議について

議長（市村博之君） 追加日程第1、決議案第1号 議員竹江 浩君の議員辞職勧告決議案について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、25番竹江 浩君の退席を求めます。

〔25番 竹江 浩君退場〕

議長（市村博之君） 竹江 浩君が退席いたしました。

提出者の説明を求めます。

5番藤枝 浩君。

〔5番 藤枝 浩君登壇〕

5番（藤枝 浩君） 決議案第1号 議員竹江 浩君の議員辞職勧告決議について、提案理由を申し上げます。

平成22年1月11日、12日と両日に竹江議員の逮捕が報道されました。新聞等の報道によりますと、無免許運転をしたということであります。昨年9月に、交通違反の累積により90日の運転免許停止処分となっております。さらに、10月には免許停止期間中の運転が発覚し、免許取り消し処分となりました。そして、今度は無免許運転がまた発覚して、現行犯逮捕されたということでございます。

議員は、市民の代表であり、行政の監視役でもあります。そして、市勢発展と市民福祉の増進に努めるべき議員が起こしてはならない事件であります。この事件につきましては、市民の皆様方から、市民の代表である議員として襟を正さなければだめだということ、また議会では何も対策を考えていないのか等々の数多くの批判がされているところでございます。市議会の名誉を汚し、市民の議会に対する信頼を失墜させるものであります。

よって、市民の市議会への不信を払拭するために、ここに議員辞職を勧告するものであります。

各議員におかれましては、決議の趣旨に十分にご理解いただきまして、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（市村博之君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） 逮捕が1月11日ですね。ですから、12日以降の本人竹江 浩議員と議会あるいは事務局等々の動きというか、対応を、新聞報道の中でも一部あったので、含めてもう一度ご説明いただきたいと思います。

議長（市村博之君） 暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案の趣旨と違いますので、答弁できませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

提案者は藤枝 浩君でありますので、藤枝君に対する質問でございませぬので、回答は控えさせていただきます。

どなたかございませぬか。

質疑を終わります。

ただいま議題となっております決議案第1号 議員竹江 浩君の議員辞職勧告決議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、決議案第1号 議員竹江 浩君の議員辞職勧告決議については、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論に入ります。

8番西山 猛君。

〔8番 西山 猛君登壇〕

8番（西山 猛君） 8番西山です。

今回、この件につきましては、私、当初辞職が筋であると思ひておりました。したがひまして、藤枝 浩議員が署名活動に邁進している中で、私も署名をした一人でございます。しかしながら、15名ということだったので、私一人消してくれと、こういうふうにお話しました。

つまり今回の辞職勧告決議案については、私は筋が違ひだらうと思ひております。その内容は、もちろん反対、賛成は最後に述べますが、議員たる者は市民の負託にこたえて各役職についております。例えば私の後ろにいるのは議長さん、あるいは副議長さんと、このようになりますね。当然、各種委員会、あるいは広域事務組合議員、こういうふうなことで職を全うしております。

その中で、過日、本人がそれぞれの役職を議員たる中の職を全うするに当たってやめたいと、それで反省をもつて皆さんに勘弁していただきたいと、このように議会の中で、全員協議会の中で申し上げました。それに対して、議員各位は、全体論としては辞職すべきだらうと、しかしそれはそれで受けようじゃないかと、こういう考えでありました。

したがひまして、役職が空席になりました。四つでしたかね。四つの役職が空席になりました。その四つの役職を補充するための選任の行為もしました。つまり四つの役職をや

めるから今回の件は勘弁してくれと、反省しているんだということを、私、議会全体がそれを承認したと思っております。

つまりどういうことかといいますと、議員でなければその役職はできません。その役職をやめる、やめないということは、議員をしている以上は、当然前後している話だと思うんですね。つまりどういうことかといいますと、議員をやめるということを早々に逮捕後、1月11日ですか、その以降に議員をやめるということが総論で出ていた。にもかかわらず、各論の小さい部分の役職をやめるから何とかしてくれということのみ込んだわけですね、議会が。にもかかわらず、今回改めて議員辞職勧告をここで出すというのは、単に議会の我々の、ほかの議員の立場づくりにすぎないのかなと、こう思います。

本来は、もし提案者の言うとおり市民の代表であり、当然負託にこたえるべく活動しているとすれば、当然遵法ということは出てきますから、法に従うことを当然認めるべきだと思います。したがって、辞職するのは明らか、当然のことです。それは、私は一番みずから辞することが、笠間市議会のこれからの発展、市民の負託に対する礼儀として、筋論として、みずから辞するべきであると思っております。

したがって、今回の辞職勧告決議案というのは、物事が前後している部分であって、今回ここで、傍聴者の皆さんもおりますけれども、ここで議会の中の一部だけを取り上げて、議会全体はやめろと言っているんだと、こういうことについては、私はいささか賛同しかねるところがあります。

したがって、今、この時点での辞職勧告決議案には反対します。みずからやめることが、私は、これから笠間市議会の発展のために資するものであると確信しております。ありがとうございました。

議長（市村博之君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 討論を終わります。

これから、決議案第1号 議員竹江 浩君の議員辞職勧告決議について採決いたします。この採決は起立により行います。

本件は、この決議案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数であります。よって、決議案第1号 議員竹江 浩君の議員辞職勧告決議については可決されました。

25番竹江 浩君の出席を求めます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

25番竹江 浩君が退席をいたしました。

議会運営委員会委員の選任について

議長（市村博之君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。
議会運営委員会委員の選任については、竹江 浩君の委員辞職に伴い、委員1名を選任するものであります。

お諮りいたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長において海老澤 勝君を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は海老澤 勝君を選任することに決定いたしました。

茨城地方広域環境事務組合議会議員選挙について

議長（市村博之君） 次に、日程第6、茨城地方広域環境事務組合議会議員選挙について議題といたします。

本件は、竹江 浩君の組合議員辞職に伴い、組合議員に1名の欠員が生じたため、規約第5条第2項並びに第6条第3項の規定により1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

茨城地方広域環境事務組合議会議員に、小園江一三君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました小園江一三君を、茨城地方広域環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、小園江一三君が茨城地方広域環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました小園江一三君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

笠間市農業委員会委員の推薦について

議長（市村博之君） 日程第7、笠間市農業委員会委員の推薦について議題といたします。

お諮りいたします。

このたびの議会推薦の農業委員会委員は3人とし、議員の中から推薦することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、このたびの議会推薦の農業委員会委員は3人とし、議員の中から推薦することに決定しました。

それでは、地方自治法第117条の規定により、23番須藤勝男君のを退席を求めます。

〔23番 須藤勝男君退場〕

議長（市村博之君） お諮りいたします。

須藤勝男君を、農業委員会委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、須藤勝男君を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

須藤勝男君の出席を求めます。

〔23番 須藤勝男君入場〕

議長（市村博之君） 続いて、地方自治法第117条の規定により、8番西山 猛君の退席を求めます。

〔8番 西山 猛君退場〕

議長（市村博之君） お諮りいたします。

西山 猛君を、農業委員会委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、西山 猛君を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

西山 猛君の出席を求めます。

〔 8 番 西山 猛君入場 〕

議長（市村博之君） 続いて、地方自治法第117条の規定により、2番石田安夫君の退席を求めます。

〔 2 番 石田安夫君退場 〕

議長（市村博之君） お諮りいたします。

石田安夫君を、農業委員会委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、石田安夫君を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

石田安夫君の出席を求めます。

〔 2 番 石田安夫君入場 〕

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

11時に会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前 1 0 時 4 9 分休憩

午前 1 1 時 0 0 分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

施政方針について

議長（市村博之君） 日程第 8、施政方針について市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔 市長 山口伸樹君登壇 〕

市長（山口伸樹君） 平成22年度の一般会計を初め、各特別会計、企業会計の予算並びに関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、市政運営についての基本的な考え方と主要施策などについて所信を述べさせていただきます。

平成18年の3市町合併から平成22年度で5年目を迎えようとしています。これまで、議員各位、そして市民の皆様には、市政運営にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

この間、私は、「公平、公正なひとつのまちづくり」、「住民との対話、連携協働」、「開かれた市政、情報公開」、「行財政改革の断行」を理念として、笠間市のまちづくりに取り組んでまいりました。

合併をして4年が経過した現在、国全体が大きな転換期にある中で、人口の減少、少子

高齢化の進展や住民ニーズの多様化など、行政課題はますます多くなっています。これらの課題に対応していくためには、行政責任のあり方や政策過程を含めた行政情報の公開がさらに重要となっており、知恵と工夫に基づき地域の力で解決していくことが必要となっております。そして、地域の力は、自助、公助、共助の理念を共有し、その仕組みを確立することで強化されるものと考えます。

本市には、歴史と風土にはぐくまれた文化や芸術、産業、また交通の要衝となる交通条件といった多くの財産があります。これらの財産を融合し、活用することで、地域の活性化と市民生活の向上の実現を目指す施策へとつなげていくことが私の役割であります。

その行政施策の取り組みの中心として、子育て、農業、医療・福祉を重点項目としながら、市民の皆さんと一緒に考え、進めていく「安心・安全」、「暮らし向上」、「産業発展」、「教育文化」、「自主自立」、そして「実践し行動力を発揮する」六つの都市づくりに挑戦し、躍進する笠間市を目指してまいります。

さて、一昨年の世界的な金融危機から続く厳しい経済情勢の中で、生活の安定を確保するためには、経済の安定が重要な課題となっています。中国を初めとした海外経済の改善や各国の経済対策の下支え効果により、景気は持ち直し傾向にあると言われるものの、デフレ傾向や円高による景気回復への悪影響が懸念されており、雇用についても失業率が5%を超えるなど、依然として厳しい状況にあります。さらに、企業収益の悪化や個人所得の減少により、国や地方の税収が大きく落ち込んでいるところでございます。

このような中、国においては、昨年の政権交代により、むだ遣いや不要不急な事業を根絶するため、既存予算のゼロベースでの見直しや事業仕分けによる予算の組み替えを行い、「コンクリートから人へ」、「政治主導の徹底」、「予算編成プロセスの透明化」の三つの変革を目標に掲げ、平成22年度予算は「いのちを守る予算」として予算編成が行われたところであります。

また、茨城県においては、景気後退による税収の落ち込みや県住宅供給公社の財政支援などの課題を抱え、かつてない極めて厳しい危機的な財政状況に直面している状況であります。

このような中、平成22年度県予算が発表され、一般会計総額は1兆753億1,500万円と前年度当初比0.1%の微減で、実質9年連続のマイナスとなっております。中小企業の資金繰り支援や5,200人以上の雇用創出など、重点課題の経済・雇用対策に2,800億円規模の積極的な配分をした予算となっており、橋本知事が昨年夏の知事選で公約した「生活大県」を目指し、福祉、医療、教育、子育て支援など県民生活に密着した分野に重点的に配分をした予算となっています。しかし、景気後退で、県税収は15.9%減と2年連続で大幅なダウンが想定され、地方交付税も臨時財政対策債の比重が増すなど、将来の県財政に不安を残しております。

本市の状況でございますが、人口については、少子高齢化等により過去5年間で約

2,000人減少し、2月1日現在の常住人口は7万9,575人であります。また、人口1,000人当たりの出生数は、平成15年の8.7人に比べ、平成20年は6.8人まで減少しており、若い人たちが子どもを安心して産み育てる環境づくりが必要となっています。

農業については、農業従事者の高齢化による耕作放棄地の増大や担い手の育成、食料自給率の問題、産地間の販売競争など多くの懸案事項を抱え、これらの対策が急務となっております。

また、地域医療や福祉につきましては、医療制度改革に関連する一連の国の動きなどにより大きく変化しております。中でも、医療については、医師不足や医師偏在などにより、地域の医療提供体制における課題が山積している状況であります。

このような状況の中、平成22年度は、昨年を引き続き少子化対策「かさまっ子プロジェクト」、農業施策「クラフト農業プロジェクト」の二つの施策に加え、地域医療・福祉施策「すこやか安心プロジェクト」に力を入れてまいります。

「かさまっ子プロジェクト」につきましては、保育料の軽減や子育て支援センターによる支援、かさま健康ダイヤル24事業などの既存事業に、新たに育児援助のためのファミリーサポート事業や不妊治療費助成事業の拡充、さらには複合的機能を有する児童館の検討などに取り組んでまいります。

「クラフト農業プロジェクト」につきましては、農業は地域の産業という考え方のもと、担い手の育成や豊富な農業資源の有効活用のため、引き続き経営安定化農業やグリーンツーリズムに関する施策などに取り組んでまいります。

「すこやか安心プロジェクト」につきましては、市立病院において日曜・平日夜間救急診療を実施するとともに、医療費自己負担助成事業マル福の拡充と、高齢者人間ドック助成事業を新規事業として行ってまいります。また、健康づくりにつながる施策を推進してまいります。

次に、予算編成方針についてご説明を申し上げます。

本市におきましても、市税等の減収が見込まれるところでありますが、ガソリン税の暫定税率が一部を除き維持されることにより、これを原資とする地方譲与税がほぼ前年どおり確保され、地方交付税も大幅に措置されますことから、歳入では、将来の財政負担を考慮して、財政調整基金や減債基金からの繰り入れを行わないこととし、さらに市債の借入れについては、元利償還金の全額が地方交付税の算入となる臨時財政対策債や、同じく70%の算入となる合併特例債以外については、借入れは行わないこととしました。また、財源の有効活用のため、狭隘道路整備等促進事業補助金や地域住宅交付金など、国や県の補助制度を積極的に活用してまいります。

一方、歳出につきましては、さらなる行財政改革を推し進めるため、第2次笠間市行財政改革大綱の策定や補助金等検討委員会を開催するとともに、個人住宅を対象とした自然エネルギー活用助成事業、雇用対策としての未就業者支援や中小企業の雇用安定支援事業、

小中学校耐震化整備・耐震診断事業などに取り組んでまいります。

平成22年度の一般会計予算は、総額265億4,000万円であります。特別会計予算につきましては、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、岩間駅東土地区画整理事業特別会計の8会計で、予算総額165億5,880万円であり、企業会計につきましては、病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計の3会計で、予算総額30億700万円であります。

なお、一般会計予算と特別会計予算及び企業会計予算を合わせました平成22年度予算の総額は461億580万円で、前年度と比較すると12億6,465万2,000円の減であります。繰上償還を除いた実質的な予算額は、前年度比較で3億7,444万8,000円の増となっております。

財政運営につきましては、平成20年度決算による実質公債費比率が13.7%となっておりますが、市債の借り入れに当たっては、各施策の必要性を十分検討しながら、限られた財源で重点的かつ効率的な予算の配分を行うとともに、節度ある財政運営に努めてまいります。

主要施策の概要について申し上げます。

総合計画の将来像を実現するため、六つの柱に従って述べさせていただきます。

初めに、「広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり」についてご説明を申し上げます。

まず、笠間稲荷門前通り整備事業であります。本市を代表する観光拠点であります笠間稲荷神社を中心とした、笠間稲荷門前通りの永続的な観光交流拠点を目指し、地元商店会や観光協会などと連携しながらにぎわい創出を図るために、門前通りの歴史文化に配慮した道路景観整備を行ってまいります。

また、あわせて商店街整備のための笠間稲荷門前通り活性化事業に取り組み、笠間の観光の核となるようなまちづくりを目指してまいります。

友部駅周辺整備事業であります。都市計画道路友部駅北線や友部駅南口駅前広場の整備が3月末で完成することにより、笠間市の玄関口にふさわしい交通環境の改善が図られるところであります。引き続き、駅南口地区の魅力ある市街地再生に向けて、地域住民の方々との協働による「賑わい創出に向けたまちづくり」を推進してまいります。

岩間駅周辺整備事業であります。岩間駅橋上化・自由通路の建設につきましては、本格的な工事に着手し、平成23年度完成に向けて取り組んでまいります。

また、都市計画道路岩間駅東大通り線及び日吉町古市線の事業区間につきましても、自由通路の完成に合わせて整備を進めてまいります。

さらに、岩間駅東土地区画整理事業につきましては、換地計画に基づき、区画道路の整備や画地造成を3カ年計画で実施してまいります。

国県道の整備であります。国道50号石井地区内の4車線化工事につきましては、平成

22年度の完成に向けて進められているところでございます。国道355号石岡岩間バイパスの2.7キロが去る2月23日に供用開始され、懸案でありました岩間地区市街地の交通混雑が緩和され、石岡方面へのアクセスが大幅に向上いたしました。

また、主要地方道大洗友部線の茨城町境の枝折川にかかる下田橋も、去る2月15日に供用開始され、さらに友部地区市街地の環状道路である都市計画道路宿大沢線や岩間インターと茨城空港を結ぶ県道上吉影岩間線バイパス、主要地方道宇都宮笠間線の酒沼川にかかる笠間大橋については3月末に供用開始が予定されるなど、広域交通網の整備が飛躍的に図られることとなります。

今後は、国道355号笠間バイパスの早期完成に向け、国、県などと連携しながら事業の促進に努めてまいります。

市道の整備であります。新市の一体感を図るべく事業を進めてまいりました主要路線につきましては、国の交付金や合併特例債などを活用しながら早期完成を目指しております。笠間地区では大洲飯田線と荒町駅前線、友部地区では1級12号線と1級3号線、岩間地区では岩間八郷線と1級12号線などが3月末に完成予定となっております。引き続き、来栖本戸線、南友部平町線、上町大沢線の早期完成に向けて整備を進めてまいります。

日常生活を支える生活道路の整備につきましては、毎年要望も多数ありますが、引き続き交通危険箇所や緊急車両の通行不能箇所など、緊急性の高い要望路線を優先的に整備してまいります。

また、昨年8月の集中豪雨に伴い、浸水等の被害が発生した笠間地区の排水整備につきましては、既設排水路の流下能力等の調査、検討を行い、計画的に事業を実施し、安全安心なまちづくりに努めてまいります。

畜産試験場の跡地であります。茨城県との調整を図り、跡地利活用による情報発信を促進するため、跡地の一部を広場として市民に開放し、市民の憩いと交流の場として暫定利用してまいります。広場の面積は約2.9ヘクタールで、ことし4月から整備に着手し、7月末ごろの供用開始に向け、準備を進めてまいります。

デマンドタクシーがさまであります。運行から2年が経過し、1月末現在の登録者は6,544人で、1日の利用者はおおむね190人となり、市民生活の足として徐々に定着しております。

平成22年度からの運行につきましては、利用者の意見やデマンドタクシーの特性を踏まえ、エリアの見直し等を行い、今後も市民の足として運行体制の充実に努め、利便性の向上や地域振興へとつなげていきたいと考えております。

市内の光ファイバーによるブロードバンドサービス状況は、主に友部地区や笠間地区の中心部のみに提供されている状況にあります。

残る笠間地区や岩間地区のブロードバンド・ゼロ地域を解消するため、国の平成21年度補正予算による地域情報通信基盤整備推進交付金を活用し、光ファイバー網の整備を進め

ており、平成22年末には地域間の情報格差が解消できるものと考えております。

次に、「多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり」についてご説明を申し上げます。

まず、中小企業に対する支援であります。自治及び振興金融に対する保証料や利子補給、緊急支援策として、今年度から中小企業を対象に行った笠間市企業活動支援事業を引き続き実施してまいります。さらに、雇用の安定を図ることを目的に、国が中小企業に対して行っている中小企業緊急雇用安定助成金の企業負担分を軽減するために、笠間市中小企業緊急雇用安定支援補助金を創設し、一層の支援を行ってまいります。

全国的な問題となっている雇用につきましては、個人事業者や就職活動中の離職者などが職に関連する資格を取得するための経費に対して支援を行う、職業能力アップ支援事業に新たに取り組んでまいります。また、引き続き雇用対策として、ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出基金事業を活用して、約50名の雇用を創出してまいります。

企業誘致の推進であります。地域経済の活性化や新たな雇用の創出を図るために、高速道路の優位性を生かした茨城中央工業団地（笠間地区）や笠間東工業団地について、企業へのPR活動や誘致アンケート、フォローアップを行い、優良企業の立地を推進してまいります。特に笠間東工業団地につきましては、低価格のリース制度を新たに制定し、企業誘致に取り組んでまいります。

既存企業の支援につきましては、既存企業の訪問を定期的に行い、行政に対する要望や各種行政手続きで各課との調整などを行うワンストップサービスにより、事業地拡張計画事業者の支援活動に努めてまいります。また、「笠間市がんばる企業応援連絡会」を通じて、引き続き市報での企業紹介やホームページに従業員等の募集を掲載するなどの支援活動に取り組んでまいります。

定住化の促進であります。人口減少の抑制や定住化促進策の調査検討を行うため、定住化促進プロジェクト検討委員会を昨年12月に設置いたしました。この検討委員会では、常磐大学の協力を得ながら、ことし8月ごろまでに定住化施策の検討を進め、人口減少対策の新たな施策を展開してまいります。

商業の振興であります。県の補助事業を活用し、「街なか賑わい創出事業」などで商工会を支援してまいります。また、美術館、商工会、観光協会、商店会、さらには学生などと連携し、「笠間アートのまちめぐり」などの「街なか活性化事業」を展開してまいります。

食の名物づくりとして取り組んでおります「笠間のいなり寿司」につきましては、品質向上を目的にしたコンテストや、PRを目的としたイベントなどを関連団体と連携して開催いたします。平成22年度は、食のイベントへの出店や、「笠間のいなり寿司」のキャラクターである「笠間のいな吉」グッズを作製し、「笠間」の名を全国にPRしてまいります。

地場産業の支援であります。また、「稲田みかげ石」につきましては、県や関係機関が連携して公共事業への活用や販路拡大などを目的に行っている「いばらきストーンフェスティバル」、「ストーンエキシビジョン」、また、環境対策事業のスラッジ処理組合への支援を引き続き行ってまいります。

笠間焼につきましては、県や関係機関と連携し、公共事業への利活用や、笠間の陶炎祭、笠間火器などの特徴のあるイベントでのPRのほか、国の緊急雇用制度を活用し、市内外への販路拡大や他産業連携などを支援する、笠間焼プロデューサー事業を笠間焼協同組合などへ委託して実施してまいります。

これらの商工業振興施策の中心となる商工会につきましては、ことし1月に合併が実現いたしました。新しい商工会が、各地区と連携を取りながら事業展開されることを期待しております。

観光の振興でございますが、笠間市観光振興基本計画の基本目標である通年型観光地を目指し、昨年8月に笠間観光協会が、笠間の特色を活かした体験型旅行プラン「笠間発見伝」を旅行会社を通じて販売いたしました。さらに、ことし4月からは、笠間観光協会が旅行業を登録し「笠間発見ツアーズ」として業務を開始するため、市としても観光推進マネージャーを中心に新しい企画を提案し、笠間観光協会を支援してまいります。

観光PR活動につきましては、北関東自動車道の延伸や茨城空港開港を契機に、県及び広域観光協議会、笠間観光協会と連携し、首都圏及び群馬、栃木方面へのPR活動を強化してまいります。さらには、市独自の活動として、都内においての笠間の観光や物産の紹介を継続的に開催してまいります。

佐白山周辺につきましては、佐白山自然探訪推進事業として、周辺の自然を新たな視点から見直し、「大黒石」や「歌うたい石」、「ふね石」などの自然石の造形美を観賞できる散策路を整備してまいります。

愛宕山の整備につきましては、観光案内やレクリエーション機能を充実するため、案内看板の設置を進め、地域の魅力を向上させてまいります。

北山公園につきましては、バーベキュー場の移設を含め、散策路などの整備計画を策定いたします。

市内のイベントにつきましては、春の花めぐり、秋の笠間の菊まつり等をより魅力のあるものとし、観光客の滞在時間が延長されるよう、関係団体と連携し、取り組んでまいります。

また、笠間の菊まつりでは、本市と交流のあるドイツ・ラー市の菊装飾を参考に、笠間らしい菊の装飾を検討し、華やかさを演出してまいります。

本市の基幹産業である農業であります。今年度より重点施策に位置づけ、クラフト農業プロジェクトとして事業を展開しております。農政懇談会等による農業者からの意見に基づいて、平成22年度も引き続き重点施策として取り組んでまいります。

水田農業の推進につきましては、農政の一大転換とも言える米の戸別所得補償モデル事業とあわせて、水田利活用自給力向上事業が実施されますが、多くの稲作農家が本制度の恩恵を得られるように説明、周知等に努めてまいります。

また、これまで本市の転作に大きく寄与してきた集落営農組織に対する支援措置も、引き続き実施いたします。

農業経営の安定化に向けた取り組みとしては、安定的な農業経営を目指した担い手の育成強化と新規就農者の確保に努めてまいります。

具体的には、担い手の根幹となる認定農業者への経営改善活動支援や集落営農組織等の法人化に向けた支援を引き続き実施するとともに、計画的に新規就農を目指す農業後継者を対象に、農業技術を長期的に学ぶ場合の研修支援策を新たに実施いたします。

農産物の生産振興につきましては、花卉やクリに代表される本市の主要な農産物について、生産体制の強化支援策を引き続き実施いたします。また、これらの農産物の販売促進に結びつける戦略として、クリの商品開発やPR活動を含めた「笠間新栗まつり」等への支援、さらに地域ブランド「かさまの粹」認証制度の創設により、笠間産農産物の品質向上と加工による付加価値化など、イメージアップを図りながら農家所得の向上を目指してまいります。

農地の基盤整備であります。石岡台地農業用水につきましては、岩間地区300ヘクタールで昭和60年より順次用水利用をしております。現在は、基幹送水管等の維持管理を関係土地改良区と連携し行っておりますが、将来に向けて用水の安定供給が図られるよう努めてまいります。

霞ヶ浦農業用水につきましては、平成20年に小原不動谷津池に着水し、滝川地区が今年度から用水利用を開始いたしました。今後は、末端受益地への早期着水を目指し、関係機関と連携を図ってまいります。

また、用水の有効利用が早期にできるよう、受益予定地区であります友部土地改良区の使用排水施設整備に向け、県営基盤整備事業の採択を目指してまいります。

現在の基盤整備実施地区につきましては、箱田中央、滝川、小原を実施しており、地域との調整を図りながら進捗しております。

農村環境保全対策については、11地区組織、総面積409ヘクタールで農地・水・環境保全事業に取り組んでおり、平成22年度も引き続き土地改良施設の維持補修を含めた地区の環境保全を図ってまいります。

森林整備につきましては、引き続き森林湖沼環境税を活用した森林機能緊急回復整備事業による間伐や作業路の整備を行い、健全な森林の育成と多様な森林の活用を推進してまいります。

次に、「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」についてご説明を申し上げます。まず、健康づくりの推進であります。その基礎となる笠間市健康増進計画や食育推進

計画を平成22年度から23年度の2カ年で策定してまいります。この計画は、策定段階から市民や地域が協働し、主体的に参画することによってみずからの目標をつくり上げることや、計画内容を実施することにより得られる成果や効果を市民がみずから評価、検証できるという、笠間市独自の取り組みとすることを念頭に策定するものであります。

平成22年度は、策定体制の整備と基礎調査としての市民アンケートを実施し、健康づくりや食育に対する市民ニーズの把握に努めてまいります。

また、地域の健康づくりにつきましては、医療制度改革大綱で疾病の予防に取り組み、特に生活習慣病対策として、筋力トレーニングやストレッチを取り入れた健康体操を引き続き実施してまいります。

平成22年度の重点施策であります地域医療・福祉施策「すこやか安心プロジェクト」につきましては、市立病院の改革とあわせ、市民への医療サービスの向上や安心して生活ができるような施策展開を図ってまいります。

市立病院改革プランの推進であります。経営状況は改善の兆しが見られており、今後さらに、市立病院が目指す在宅医療を支援する訪問診療を積極的に行ってまいります。

市立病院では長年医師不足が続いており、医師確保が重要課題となっております。医師確保については、引き続き医療関係機関からの情報収集や募集広告により、常勤医師にこだわらず、非常勤医師も含めた医師確保に努めてまいります。

また、茨城県と筑波大学で取り組んでいる地域医療の教育の場である地域医療研修ステーションへの参加を行い、医師派遣の実現に向けた取り組みを行ってまいります。

初期救急診療体制につきましては、笠間市医師会、県薬剤師会笠間支部、県立中央病院の連携、協力のもと、ことし4月から、市立病院において、月曜日から金曜日までの平日夜間午後7時から10時まで初期救急診療を実施してまいります。さらに、休日診療当番体制を見直し、祝日、年末年始を除くすべての日曜日について、市立病院での診療を実施してまいります。

医療費自己負担助成事業、いわゆるマル福につきましては、従来の重度心身障害者、妊産婦、母子家庭・父子家庭のひとり親家庭、乳幼児への医療福祉費の支給に加え、小学6年生まで対象年齢を拡大し、制度の充実を図ってまいります。

また、後期高齢者医療保険加入の皆さんが健康的な生活を送れるよう、年1回の基本健康診査を実施しておりますが、平成22年度からは、多くの検診項目が受診できる人間ドック健診の助成を新たに実施してまいります。

福祉の推進であります。笠間市地域福祉計画を基本とし、少子化対策を初め、高齢者福祉、障害者福祉などに積極的取り組み、社会福祉協議会やボランティア、NPO法人などと連携を図りながら、福祉サービスの向上と地域コミュニティの構築に努めてまいります。

障害福祉につきましては、障害福祉計画に基づき各種事業を推進してまいります。こと

し4月からは、発達障害者や育児に不安のある方を対象とした親子通園事業を笠間地区で新たに開始し、全3地区で実施することにより、身近な場所で参加できるようにするなど、サービスの向上に努めてまいります。

さらに、障害者の相談窓口であります障害者地域自立支援協議会につきましても、地域ケア事業などと連携を図り、相談から支援まで一体的な対応ができる体系を検討してまいります。

本市の生活保護世帯につきましては、県内で6番目に高い保護率となっております。厳しい社会情勢の中、生活保護の相談はますます増加することが予想されますが、住宅支援事業などのセーフティネット制度の活用により、生活保護者などの自立に向けた支援を推進してまいります。

高齢者福祉であります、引き続き第4期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を基本に、各種事業に取り組んでまいります。特に介護予防事業では、シルバーリハビリ体操の普及、認知症ケア講演会や認知症サポーター養成講座などを実施するとともに、転倒予防、筋力アップ、認知機能改善に役立つスクエアステップ教室を今後も継続して実施できるようリーダー養成に取り組み、介護予防の充実に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、介護サービスの利用状況を介護度の状態に応じて点検するソフトを取り入れ、介護費用の適正化を図るとともに、家族介護用品支給などの介護者への支援や小規模多機能型居宅介護施設などの整備促進を行い、介護サービスの充実に努めてまいります。

重点施策として取り組んでおります少子化対策「かさまっ子プロジェクト」であります、施策を総合的、計画的に進めるため、次世代育成行動計画「かさまっ子未来プラン」の後期計画を今年度策定いたしました。この計画に基づき、少子化対策のための事業に幅広く取り組んでまいります。

「かさまっ子未来プラン」の基本理念である「地域みんなで支え合う子育てのまち笠間市」を目指して、子育ての援助を希望する利用会員と、子育ての援助を提供する会員との相互援助活動であるファミリーサポートセンター事業を推進してまいります。

保育事業の運営につきましては、延長保育サービスや一時保育サービス等を行っておりますが、引き続き子どもを安心して預けられるよう、保護者のニーズに合った保育サービスの充実に努めてまいります。

放課後児童クラブにつきましては、平成21年度に宍戸小学校に独立した児童クラブ室の建設と友部小学校児童クラブ室の増築を行い、平成22年度からは定員をふやして待機児童の解消を図ってまいります。

さらに、児童クラブの保育時間につきましては、平日は放課後から午後7時まで、土曜日や夏休み等の長期休業日は午前7時30分から午後7時まで、開始時間と終了時間をそれぞれ30分延長し、サービスの拡充を図ってまいります。

また、民間活力の導入によるサービス内容の向上のため実施している児童クラブの民間委託につきましては、既に今年度までに4カ所の児童クラブを民間委託しております。新たに稲田小学校、大原小学校、宍戸小学校の3カ所の児童クラブの業務を委託し、児童や保護者の希望に沿った運営を推進してまいります。

不妊治療費の助成につきましては、夫婦の経済的負担を軽減するため、平成20年度から助成を行っておりますが、次世代育成支援の重点事業として、体外受精の補助額を顕微授精と同額の10万円に増額いたします。また、今まで2年間の補助期間を5年間に延長するなど助成制度の拡充を図ってまいります。

市民が24時間いつでも健康、医療、子育て、介護などを無料で相談できる「かさま健康ダイヤル24」につきましては、日常の健康に関する不安等を解消し、安心して生活できるよう、今後より一層の利用促進を目指してまいります。

結婚を希望する方への支援を行う出会い創出支援事業であります。引き続き市内の団体が行う出会いの場づくりやいばらき出会いサポートセンターへの入会に対しまして助成を行います。また、市内の企業、団体の独身者を集めての交流会や、話し方・マナーアップ講座などを開催し、出会いの場づくりを推進してまいります。

次に、「自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり」についてご説明を申し上げます。

まず、上水道事業であります。経営基盤の強化、水道施設の効率化を目指し、安全な水道水の安定供給に向けて、平成22年4月から、笠間、友部、岩間水道事業を笠間市水道事業として統合いたします。また、石綿管、鉛管の早期解消に向けた事業を引き続き進めてまいります。

工業用水道事業につきましては、今後とも安定供給に努めてまいります。

下水道事業であります。公共下水道につきましては、現在の整備面積は1,282ヘクタールで、水洗化率は74%となっております。平成22年度は、管渠工事のほか、笠間地区からの圧送管、笠間幹線の予備ルートの調査・設計を行います。岩間地区では、高野前橋汚水中継ポンプ場が完成いたします。また、浄化センターともべの汚泥棟増設工事を進め、汚水処理能力の向上を目指します。

農業集落排水事業につきましては、小原地区を中心とする友部北部 期地区の管渠工事を引き続き実施してまいります。

また、県の森林湖沼環境税の導入による下水道接続支援補助金を活用することで、下水道事業の区域内の接続率の向上を図ってまいります。

合併浄化槽設置事業につきましても、引き続き森林湖沼環境税を原資とする県の補助事業を活用し、高度処理型合併浄化槽の設置促進を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

消防防災対策であります。市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりのため、防

火水槽や消火栓などの施設整備を実施するとともに、住宅用防災機器の設置を促進してまいります。

救急体制については、救命率の向上を図るため、市民への応急手当の普及啓発やAEDの取り扱いを含む普通救命講習会の開催をさらに推進してまいります。

また、救急業務につきましては、消防機関と医療機関が連携し、救急隊員が行う応急処置の質を向上させるなど、メディカルコントロール体制の充実を図って救命率の向上に努めてまいります。

消防団につきましては、活動理解を含め、活動のPRを行い、減少傾向にある消防団員の加入促進に向け、災害時の対応の充実を推進してまいります。

防災の推進であります。地域の防災意識の高揚と防災力の強化を図るため、引き続き区長等の協力をいただきながら、自主防災組織の設立を促進してまいります。

また、災害発生時の対応といたしまして、笠間市地域防災計画に基づき、関係機関の協力をいただきながら、市民や児童を対象にした総合防災訓練を友部地区で実施してまいります。

地域防犯の拠点施設である地区交番であります。県の交番・駐在所再編整備計画により市内交番の統廃合がなされております。友部地区交番については、老朽化が激しく、手狭であるため、引き続き県に対して新設要望を行い、地域住民の安心・安全の確保に取り組んでまいります。

昨年の笠間市における犯罪事件事故の発生状況は、刑法犯罪件数1,021件、交通事故発生件数436件であり、どちらも一昨年より減少している状況であります。今後とも、警察署や防犯連絡員、防犯ボランティア、交通関係団体との連携を密にし、防犯対策や交通事故防止活動の強化を図り、だれもが安心して安全に暮らせる健全なまちを目指してまいります。

多様化する消費者問題につきましては、被害防止、解決のため、相談窓口である消費生活センター機能の充実を図りながら、平成22年度は、消費者行政活性化事業補助金を活用し、市民の皆さんに悪質商法に対する対応方法や消費生活センターのPR等を重点的に行ってまいります。

環境対策であります。環境基本計画推進事業につきましては、引き続き市民、事業者、市が協働して行う事業を推進してまいります。

地球温暖化対策につきましては、国の平成21年度第2次補正予算における地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、本庁舎に太陽光発電システムを平成22年度に稼働させ、二酸化炭素排出量の低減につなげるとともに、電気代の経常経費を削減してまいります。

また、温室効果ガス削減計画の策定に着手するとともに、公用車については、新たに電気自動車の導入や軽自動車への買い換えを行っていくことで、温室効果ガス排出の削減に努めてまいります。

さらに、自然エネルギーの有効利用を促進するため、住宅用太陽光発電システムや住宅用エコキュートを設置する市民に経費の一部を助成してまいります。

大郷戸清掃センター跡地対策であります。平成22年度は、跡地の安全対策として、鉛直遮水工の本体工事に着手いたします。今後とも、地区住民と認識を共有し、安全性の確保と将来的な周辺環境保全に努めてまいります。

エコフロンティアがさまにつまましては、福田地区の振興を図るため、環境保全等協定の締結、いわゆる県、市、地元、事業団による4者協定締結に向け、地区住民で組織された協議会との合意形成に努めてまいります。また、安心・安全な施設の管理運営を徹底するよう、引き続き環境保全事業団に働きかけをしてまいります。

住宅等の耐震改修であります。地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命と財産を保護するため、笠間市耐震改修促進計画に基づき、建築物等の耐震化に対する意識の向上と啓発に努め、引き続き昭和56年以前に建てられた木造住宅を対象とした木造住宅耐震診断事業を実施してまいります。

公園整備につまましては、公民館、図書館、子育て支援センターなどの機能を備え、幅広い年齢層が集う市民センターいわまの南側に、子どもたちが安心して遊べる身近な公園を整備してまいります。

次に、「人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり」についてご説明申し上げます。

まず、学校教育であります。近年の学校のあり方や、地域社会の学校への期待、学校像などが大きく変わってきております。

学校施設は安全性が極めて重要であり、本市では平成18年度から施設の耐震化に取り組んでおります。平成22年度は、笠間小学校校舎と岩間第三小学校屋内運動場の耐震補強工事を実施いたします。

また、小中学校規模の適正化につまましては、昨年11月に笠間市立学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、ことし9月をめどに適正化に関する答申が出される予定になっております。

学校給食につまましては、老朽化の進んだ笠間学校給食センターを建てかえるための事前調査を実施するとともに、具体的な建築計画を策定し、改築事業を推進してまいります。

なお、笠間、岩間地区で行っている米飯給食に係る経費の一部補助を友部地区においても実施し、友部地区の学校給食費を値下げし、岩間地区の給食費と同額に見直しを行ってまいります。

学習の補習を行う寺子屋事業でございますが、引き続き小学校5年生と6年生を対象として毎週土曜日に実施し、学力向上に取り組んでまいります。

確かな学力をはぐくむためには、小学校から基礎的・基本的な学習内容をしっかり身につけなければなりません。そのために各学年に学習アドバイザーを配置し、生徒一人一人

に対応したきめ細かな授業を行ってまいります。あわせて、小学校4年生を対象とした県の学力向上サポートプラン事業との相乗効果が期待されております。

「クールシュヴェール国際音楽アカデミーinかさま」は、音楽によるまちづくりを目指して実施しておりますが、平成22年度は、新たに公共ホール音楽活性化事業に取り組み、公共施設や福祉施設など、さらには学校へアーティストを派遣して、市民や子どもがなお一層音楽を身近に感じられる事業を実施してまいります。

市史編さん事業であります。合併を契機として、旧市町の歴史を互いに認識し、新市における一体感を高めることを目的に、平成19年度から編さんに取り組んでおりますが、平成22年度中に「新笠間市史」の発刊を予定しております。

スポーツの振興であります。引き続き、かさま陶芸の里マラソン大会や全国高等学校アームレスリング選手権大会を開催いたします。また、ことし8月には新たに全国高等学校ゴルフ選手権大会が宍戸ヒルズカントリークラブで開催され、例年開催されております日本ゴルフツアー選手権と同時開催されるスナッグゴルフの全国大会とあわせて支援をしてまいります。

市民のスポーツによる健康増進につきましては、市内のスポーツ団体等との連携を深め、各種スポーツ教室の充実に努めてまいります。また、スポーツ施設につきましては、施設の安全を優先し、住民サービスの向上に努めてまいります。

図書館のコンピューターシステムであります。これまで笠間図書館、岩間図書館のシステムと友部図書館のシステムが違ったことからご不便をおかけしておりましたが、平成23年3月のシステム統合に向けて作業を進めております。これにより、友部図書館の資料にもICタグがつき、三つの図書館の資料検索が一つの画面でできるなど、大幅に利便性が増し、より一層市民サービスの向上が図られることとなります。

国際交流の推進であります。元気かさま応援基金を活用し、昨年からはじめました青年海外派遣事業を引き続き実施してまいります。平成22年度は、昨年と同じ中国を派遣先とし、高校生、大学生を対象に6名の派遣を予定しております。

海外都市との交流につきましては、笠間市国際交流協会と連携し、ドイツ・ラー市との都市交流やレバノン・クウェートとの親善交流を続けてまいります。また、国際化に対応できるまちづくりを進めるため、在住外国人に対しての生活情報の提供を行ってまいります。

次に、「人と地域、絆(きずな)を大切にした元気なまちづくり」についてでございます。

まず、協働のまちづくりであります。現在、協働のまちづくり推進指針の策定を行っておりますが、この指針がより実効性のある指針となるよう、関係団体や企業などから広く意見を聞きながら指針を策定し、協働のまちづくりを総合的に推進してまいります。

まちづくり市民活動助成金につきましては、団体設立に対する支援や、団体の事業が軌

道に乗り発展的に事業展開していくため、3年を限度とした継続的な支援により新たな団体の利用を促進し、市民活動や地域のコミュニティ活動の活性化を図ってまいります。また、市民活動団体等の公益活動の支援のため、引き続き公用車の貸し出し制度の利用を促進してまいります。

市内NPO法人につきましては、昨年から3団体ふえて、現在17団体が県の認証を受け活動しております。さらに法人化に向けた支援を行うとともに、市内のNPO法人の専門的知識を活かした行政との協働事業を推進してまいります。

男女共同参画の推進であります。笠間市男女共同参画計画に基づき、笠間市が目指す将来の姿である「みんなで築く充実した家庭、男女で共に支える職場、交流や活動の盛んな活気ある地域社会」を目指し、参画講座やフォーラム等の開催、男女共同参画推進事業者の認定を進めてまいります。

また、笠間市審議会等委員への女性の参画促進要項に基づき、多くの女性が市の政策や方針の決定過程に参画できるよう、平成24年度までに女性比率を30%に引き上げることを目指してまいります。

行財政改革であります。指定管理者制度の導入や民間委託、補助金の適正化、職員の定数削減など積極的に取り組んできたところでありますが、今後も景気低迷に伴う歳入の減少が見込まれておりますので、一層効果的、効率的な行政運営と歳出構造の改善を図るため、第2次行財政改革大綱を策定し、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築に努めてまいります。

笠間、岩間の支所につきましては、総合的な機能を有する地域行政の拠点として必要な組織を配置してまいりましたが、合併から4年が経過し、サービスの利用状況にも変化が見られることから、検討の第1段階として、今後の支所の機能や規模について市民の皆様にご検討いただくための委員会を設置したところでございます。地域の行政サービス拠点として、地域住民の皆様が真に求める行政サービスについて、活発な議論をいただきながら支所のあり方を検討してまいります。

昨年、国の事業仕分けが注目を集めました。その実質的な財政効果はいずれにしても、事業の必要性や効率性の議論を国民に公開した意義は大きいと考えております。

本市におきましては、成果志向への転換、説明責任の向上や効率的で良質なサービスの提供を目的として、平成22年度から事務事業評価を本格実施し、市民の皆さんなどの評価も視野に入れながら、施策へ反映させてまいりたいと考えております。

以上が、主要な施策の概要についてであります。

さて、平成22年度は合併から5年目の節目の年であります。合併5周年記念事業として、11月には「NHKのど自慢」を笠間市民体育館で開催いたします。

本市では、継続的な国際イベントや全国大会などが開催されておりますが、これらのイベントを通じて、「茨城の笠間」から「日本の笠間」として情報発信してまいります。ま

た、市民の主導、参加によるイベントや市民活動団体等の登録制度の導入などを進め、市民力、地域力を活かした事業によって、「ひとつの笠間」が実感できる文化交流都市を築いてまいります。

今後とも、信頼できる行政の構築ができるよう、行政が担うべきものの再整理を行いながら、市民の能力を含め、民間活力を最大限に活用した責任ある自主・自立の都市を目指してまいります。

また、市政運営においては、今後も議員の皆さんと議論を重ね、信頼できる行政を目指してまいります。

今定例会におきましては、笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてなど、議案41件のご審議をお願いするものであります。それぞれの議案等につきましては、後ほど詳しく説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上、ご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、平成22年度市政運営の基本方針と主要な施策の概要の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、13時0分に再開いたします。

午前 11時59分休憩

午後 零時59分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番西山 猛君、17番町田征久君、26番常井好美君が所用のため退席いたしました。

議案第1号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第9、議案第1号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第1号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償を定める条例に、母子自立支援員外2名を加え、国庫補助事業再評価委員1名の職名を改め、歴史民俗資料館副館長を削るものであります。

内容につきましては、市長公室長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り

ますようお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

〔市長公室長 青木 繁君登壇〕

市長公室長（青木 繁君） 議案第1号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページ及び3ページの新旧対照表をごらんください。

本条例は、笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表の一部を、右側の現行部分から左側の改正案のとおり改正するものでございます。

まず、初めに、現行の別表中「家庭児童相談員」の項の次に、新たに「母子自立支援員」の項目を加えるものでございます。月額報酬の額につきましては8万3,000円、旅費の額に相当する職は一般職ということでございます。

次に、現行の別表中「健康づくり推進協議会委員」の項の次に、新たに「平日夜間診療医」の項目を加えるものでございます。日額報酬の額につきましては6万円、旅費の額に相当する職は一般職ということになります。

次に、現行職の別表中「国庫補助事業再評価委員」の項を「公共事業再評価委員会委員」の項目に改める改正でございますが、これにつきましては非常勤特別職の名称の変更ですので、区分、報酬の額、旅費の額に相当する職につきましては現行と変更ございません。

次に、現行の別表中「歴史民俗資料館副館長」の項を削除させていただきます。加えまして、次の3ページにありますように、「歴史民俗資料館運営委員会委員」の項を「資料館運営委員会委員」に改める改正でございますが、これにつきましても、非常勤特別職の名称の変更ですので、区分、報酬の額、旅費の額に相当する職につきましては現行と変更ございません。

また、附則といたしまして、この条例につきましては平成22年4月1日から施行させていただきます。

以上、概略でございますが、笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

17番町田征久君が着席いたしました。

議案第2号 笠間市地域振興基金条例及び笠間市生活環境整備基金条例を廃止する条例について

議長（市村博之君） 日程第10、議案第2号 笠間市地域振興基金条例及び笠間市生活

環境整備基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第2号 笠間市地域振興基金条例及び笠間市生活環境整備基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、ふるさと創生資金等を原資に地域振興や環境整備を目的に設置された基金について、それぞれ取り崩しによる運用により原資がなくなりましたので、廃止するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、議案第2号 笠間市地域振興基金条例及び笠間市生活環境整備基金条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

笠間市地域振興基金につきましては、平成2年度に旧岩間町におきまして、ふるさと創生資金を原資といたしまして設置された基金でございます。新市に引き継いだものでございます。岩間の体験学習館などの改修などに使用いたしまして、原資がなくなりましたので、今回廃止をするものでございます。

また、笠間市生活環境整備基金につきましては、平成3年度に旧友部町におきまして設置された基金を新市に引き継いだものでございます。合併処理浄化槽設置助成などに使用いたしまして、やはり原資がなくなりましたので、廃止をするものでございます。

以上で、笠間市地域振興基金条例及び笠間市生活環境整備基金条例を廃止する条例についての説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第3号 笠間市ごみ減量化推進基金条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第11、議案第3号 笠間市ごみ減量化推進基金条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第3号 笠間市ごみ減量化推進基金条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地球温暖化防止事業の実施並びに積極的な環境施策の展開を図るため、改正す

るものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。
議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 議案第3号 笠間市ごみ減量化推進基金条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例につきましては、地球温暖化防止事業の実施並びに積極的な環境政策の展開を図るために条例の一部を改正いたしたく、提案するものでございます。

条例改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表によりご説明をいたします。

右側に現行、左側に改正案となっております。

まず、条例の題名でございますが、現行の「笠間市ごみ減量化推進基金条例」から「笠間市地球温暖化防止等事業基金条例」に改めるものであります。

次に、第1条の改正でございます。現行の第1条、「笠間市のごみの減量化事業を円滑に推進するため」としているものを、改正案のとおり「温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に資する事業の推進を図るなど、笠間市の環境政策を積極的に展開するため、笠間市地球温暖化防止等事業基金を設置する」とするものでございます。

次に、第6条の基金の処分についてでございますが、基金事業として次の3事業を規定したところでございます。まず、第1号として地球温暖化防止に資する事業、第2号としてごみの減量化に資する事業、そして第3号として環境政策の推進のため必要な事業、以上の3事業でございます。

お手数でございますが、1枚戻して、1ページをお開き願ひます。

附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日施行とするものでございます。

以上で説明を終わりにいたします。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第4号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第12、議案第4号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第4号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、一般特定疾患治療研究事業実施要綱の改正に伴い、所要の改正をするものであ

ります。

詳細につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 議案第4号 笠間市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

先ほど提案理由にもございましたように、厚生労働省の特定疾患治療研究事業実施要綱の改正に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

笠間市難病患者見舞金支給条例新旧対照表でご説明申し上げますので、2ページをお開き願いたいと思います。

アンダーラインのところが改正した部分でございます。

第2条第1項中、定義の部分ですが、「別表に定める疾病にり患した者」を「茨城県が実施する一般特定疾患治療研究事業に基づく医療給付を受けている者」に改め、第10条中第3項に、「受給権者は、毎年度、難病患者見舞金現況届を市長に届け出るものとする」を追加し、別表の疾病名の欄を削除するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほど賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第13、議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、身体障害者福祉法施行規則に基づく身体障害者認定基準の一部改正及びひとり親医療福祉対象者として後期高齢者被保険者を認定することに伴い、改正するものであります。

内容につきましては、保健衛生部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

笠間市医療福祉費支給に関する条例新旧対照表により、ご説明申し上げます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

現行の第2条中の「高齢者の医療の確保に関する法律第50条各号に該当する者を除く。」の条文を削ることにつきましては、母子家庭、父子家庭のひとり親を認定する場合、今まで後期高齢者医療制度の被保険者の祖母、祖父が両親のいない子を扶養していても、ひとり親の認定の対象にならなかったことから、今回、対象者として医療福祉費を受給できるように改正するものでございます。

続きまして、3ページをお開き願いたいと思います。

改正案としまして、第5号イ中の改正につきましては、重度心身障害者の認定において、身体障害者福祉法施行規則の身体障害者認定基準の一部改正に伴いまして、肝臓機能障害が追加され、身体障害者手帳の1級から3級に認定された方を医療福祉費受給者として新たに認定するものでございます。

この条例は、平成22年4月1日から施行するものであり、改正前の診療に係る医療福祉費支給につきましては、従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第6号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第14、議案第6号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第6号 笠間市クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年度クラインガルテン交流促進事業による多目的交流施設の整備に伴い、改正するものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしく願います。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 議案第6号 笠間市クラインガルテンの設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本改正は、平成21年度に農業体験や都市農村交流活動を行う利用者が休憩など簡易的に利用するために設置する多目的交流施設の開設に伴い、改正するものでございます。

新旧対照表にて説明いたしますので、3ページをごらんください。

現行第3条「8号」を「9号」とし、同号の前に「多目的交流施設」を加え、第6条第2項中「次のとおりとする」を「規則で定める」に改め、同項各号を削るものでございます。

同じく、第3項中「休日及び開場時間を変更し」を「休日を変更し」に改めるものでございます。

次ページの別表第1中施設使用料を、「クラブハウス」の次に「多目的交流施設」、「1棟あたり29㎡、半日2,000円、全日4,000円」を加え、改正するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第7号 笠間市菅友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第15、議案第7号 笠間市菅友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について並びに議案第8号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第7号 笠間市菅友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第8号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの案件は、友部駅南口広場駐車場の供用及び同広場の整備に伴う駅前広場での行為の許可等について改正をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、議案第7号 笠間市菅友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

右側が現行で、左側が改正案でございます。

本改正は、友部駅南口広場駐車場の供用に伴い、条例の題名を「笠間市菅友部駅前広場駐車場の設置及び管理に関する条例」に改正するものでございます。

第2条の名称に、「友部駅南口広場駐車場、笠間市大田町1615番地367の一部」を追加するものでございます。

第5条の駐車場の使用料につきましては、友部駅北口広場駐車場と同一料金とし、別表（第5条関係）に、「友部駅南口広場駐車場」を追加するものでございます。

続きまして、議案第8号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

第2条の友部駅北口広場の名称及び位置でございますが、土地の分筆により、「南友部1966番地55」を「南友部1966番地132」に改正するものでございます。

また、南口広場整備に伴い、広場での行商、募金、その他これらに類する行為と興業について、公益上特に必要があり、かつ歩行者の通行に支障がないと認めるときは、これを許可することができる条項を第4条として追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 9号 笠間市育英基金条例等を廃止する条例について

議案第10号 笠間市民プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第11号 笠間市立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第16、議案第9号 笠間市育英基金条例等を廃止する条例についてないし議案第11号 笠間市立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第9号 笠間市育英基金条例を廃止する条例について、議案第10号 笠間市民プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について及び議案第11号 笠間市立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

議案第9号につきましては、篤志寄附やふるさと創生資金等を原資に、奨学資金給付や社会教育の充実等を目的に設置された基金であります。取り崩し運用により原資がなくなったため、条例を廃止したく提案するものであります。

議案第10号につきましては、笠間市民プールを解体撤去するため、条例を廃止したく提案するものであります。

議案第11号につきましては、笠間市郷土資料館を設置することに伴い、笠間市立歴史民俗資料館と同一目的の施設であるため、笠間市立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するため提案するものであります。

詳細につきましては、教育次長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 議案第9号 笠間市育英基金条例等を廃止する条例についてご説明申し上げます。

2枚目をお開き願いたいと存じます。

次に掲げる三つの条例を廃止するものでございます。1号として笠間市育英基金条例、2号として笠間市体育文化施設建設基金条例、3号として笠間市奨学金支給条例でございます。

附則でございますが、この条例は平成22年3月31日から施行するものでございます。

1号の笠間市育英基金条例と3号の笠間市奨学金支給条例は関連する条例でございますので、あわせてご説明申し上げます。

合併前の笠間市において、故長谷川好三氏及び株式会社大泉砕石からの篤志寄附を原資として昭和39年度に基金を設置し、貸与ではなく給付による奨学金制度を設けたもので、合併時に新市に引き継いだものでございます。平成21年度まで、延べ247人の方に授業料等として支給してまいりました。平成9年度からは月額6,000円を支給してまいりましたが、基金の原資もなくなったことなどから、今回廃止するものでございます。

現在、国において平成22年度から、公立学校の授業料相当分の無料化や私立高校の授業料の負担軽減を進めていることに伴い、授業料相当分として支給していた奨学金の目的はほぼ達成したものと考えております。

今後の対応につきましては、国、県等の奨学金のPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、2号の笠間市体育文化施設建設基金条例でございますが、合併前の友部町において、平成2年度に社会教育の充実、生涯学習の実現に向かって施設の充実を図るため設置した基金であります。平成2年度に1億円を積み立て創設したものであります。合併前の平成4年度に、友部図書館建設や北川根ふれあい広場の整備に充当いたしました。合併時に2,582万5,000円を新市に引き継ぎ、市民球場の整備や老朽化した友部公民館の空調設備の全面改修工事に全額充当し、活用を図ってまいりましたが、原資がなくなりましたので、基金条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第10号 笠間市民プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

2枚目をお開き願いたいと存じます。

老朽化のため、平成19年度から使用を休止しておりました市民プールの解体撤去に伴い、本条例を廃止するものであります。

市民プールにつきましては、旧笠間市の市制施行20周年の記念事業として昭和53年度に設置され、平成18年度まで29年間延べ36万9,034人の多くの人たちに親しまれ利用されてまいりましたが、施設の老朽化から平成19年度から使用を休止しており、現在、今年度末を工期として解体撤去工事を進めております。今般の施設の解体撤去に伴い、条例を廃止するものでございます。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第11号 笠間市立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

旧岩間図書館を郷土資料館として活用を図るための条例改正でございます。

新旧対照表にてご説明申し上げます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

条例の題名中「笠間市立歴史民俗資料館」を「笠間市資料館」に改めるものでございます。

同じく、第1条及び第4条も改め、第2条の表に「笠間市郷土資料館、笠間市下郷4407番地」を加え、第3条中の「館長及びその他必要な職員を置く。」を「運営上必要な職員を置くことができる。」に改めるものでございます。

次の4ページをごらんいただきたいと思います。

第5条には入館料、第6条には損害賠償の規定を加えるものでございます。

5ページは条例の附則でございますが、条例の題名の改正に伴い、笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の別表第1中の条例の名称を「笠間市資料館の設置及び管理に関する条例」に改めるものでございます。

この条例は、平成22年4月1日に施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

8番西山 猛君が着席いたしました。

議案第12号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第17、議案第12号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第12号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、カラオケボックス等の個室型店舗における火災時の避難安全対策に関する規定を整備するため改正するものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしくお願いたします。

議長（市村博之君） 消防長杉山 豊君。

〔消防長 杉山 豊君登壇〕

消防長（杉山 豊君） 議案第12号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成20年10月に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえ、総務省消防庁において個室ビデオ店等の安全防火体制が示されたことを受け、全国消防長会において火災予防条例案の改正案が取りまとめられました。本市においても、その内容を受けまして、所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、新旧対照表でご説明申し上げますので、2ページをお開きいただきたいと思っております。

新旧対照表左側の改正案をごらんください。

新たに第37条の3を加え、同条において、カラオケボックス等の個室型店舗内の避難通路における避難障害を防止するため、避難通路に面した個室ドアが通路側を開く外開きの場合は、ドアを開放したときに自動的に閉鎖するものとし、あわせて当該ドアの管理義務を規定するものでございます。

第42条につきましては、ただいまの第37条の3、個室型店舗の避難管理の規定に伴い、本文中に「個室型店舗」の文言を加えるものでございます。

続きまして、1ページをお開きください。

附則でございますが、第1項において、この条例は平成22年4月1日から施行することを定め、第2項において、この条例の施行の際、現に存する個室型店舗または現に新築、

増築、改築、移転、修繕もしくは模様がえの工事中の個室型店舗のうち、改正後の笠間市火災予防条例第37条の3の規定に適合しないものについては、同条の規定は平成23年3月31日までの間適用しない旨を定めております。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第13号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 日程第18、議案第13号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第13号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例及び笠間市嘗友部駅北口広場の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、改正するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） 議案第13号 笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例中、別表に記載されております施設の名称が、先ほどの議案第8号、それから議案第11号により改正することから、本条例も改正するものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げたいと思います。

2ページをお開きいただきたいと思います。

現行の「笠間市立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例」を「笠間市資料館の設置及び管理に関する条例」に改めまして、さらに、現行の「笠間市嘗友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例」を「笠間市嘗友部駅前広場駐車場の設置及び管理に関する条例」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例について

議長（市村博之君） 日程第19、議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、放課後児童クラブの運営に関し必要な事項を定め、児童の健全な育成を図るため制定するものであります。

詳細につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 議案第14号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例についてご説明申し上げます。

今までは、笠間市放課後児童対策事業実施要綱により児童クラブ運営を行っていましたが、子育て世代の就業状況に応じ運営をするために、運営時間の拡充と利用者負担の見直しや減免措置の導入などを取り入れることから、条例として定めるものでございます。

第1条では目的を定めております。第2条では、名称及び実施場所を別表第1で笠間小児童クラブほか13カ所を定めてございます。

第3条では児童クラブの定数を定め、第4条では対象児童を市内の小学校に就学している1学年から3学年までの児童等とその保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当し、かつ保護者または同居の親族から小学校の放課後に養育を受けることができない児童とすることで、1号から6号と2項及び3項で定めてございます。

5条では利用時間等を定め、6条では入所の承諾、7条では入所の不承諾、8条では入所承諾の取り消し及び対処、9条では保護者負担金を別表第2によりまして定め、第10条に保護者負担金の減免規定を設け、最後に、第11条の委任規定でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議について

議長（市村博之君） 日程第20、議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議について

て議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、当該協議について、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

〔市長公室長 青木 繁君登壇〕

市長公室長（青木 繁君） それでは、議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議について内容をご説明申し上げます。

水戸地方広域市町村圏協議会で構成します8市町村におきまして、対象とする公の施設の広域利用を行っておりますが、利用対象施設の拡大や変更等がありましたので、新たに協定を締結する必要がございます。

変更点につきましては、別紙協定書3ページ上段にございます、水戸市の内原図書館が新たに追加されたほか、下段の大串貝塚ふれあい公園内にあります施設の一部で埋蔵文化財センターの名称変更、次に、7ページの茨城町の親沢公園の所在地の修正、大洗町の町営テニスコートの所在地の変更がございました。

これらの変更点を含めた今回の協議につきましては、水戸地方広域市町村圏協議会で構成します8市町村の議会におきましてそれぞれ議決をいただき、速やかに各市町村間において協定の締結を行うものでありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第16号 平成21年度笠間市一般会計補正予算（第9号）

議案第17号 平成21年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第18号 平成21年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第2号）

議案第19号 平成21年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 平成21年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第21号 平成21年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第22号 平成21年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第23号 平成21年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）

議案第24号 平成21年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第4号）

議案第25号 平成21年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第3号）

議案第26号 平成21年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第3号)

議案第27号 平成21年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第3号)

議長(市村博之君) 日程第21、議案第16号 平成21年度笠間市一般会計補正予算(第9号)ないし議案第27号 平成21年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第3号)の12件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第16号 平成21年度笠間市一般会計補正予算(第9号)から議案第27号 平成21年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は平成21年度の補正予算であり、一般会計のほか特別会計6会計、企業会計5会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長(市村博之君) 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長(小松崎 登君) それでは、議案第16号 平成21年度笠間市一般会計補正予算(第9号)についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

本補正予算は、年度末に当たりまして、額の確定等に伴うものが主なものでございまして、第1条のとおり歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11億2,993万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273億3,524万3,000円とするものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第2表は継続費補正でございまして、岩間駅舎建設事業と岩間駅自由通路建設事業につきましては、平成21年度から22年度までの事業年度を平成23年度までに延長いたしまして、総額と年割額について変更するものでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

第3表は繰越明許費でございまして、翌年度への繰越事業といたしまして、総務管理費の地域情報通信基盤整備促進事業ほか、次のページ10ページにわたりまして24件ございまして、金額といたしまして14億3,351万9,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

第4表でございまして、これは債務負担行為でございまして、平成20年度から委託しております観光推進マネジャーにつきまして、平成22年度にも委託するためのものでござい

ます。

また、笠間駅北口自転車駐車場・笠間駅北口駐車場指定管理料及び稲田駅前自転車駐車場・稲田駅前駐車場・福原駅前駐車場指定管理料について、平成21年度で指定管理期限が満了となることから、新たに5年間指定管理の委託契約を締結するための債務負担行為の設定をしたところでございます。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。

第5表は地方債補正でございます。まず、1の変更でございますけれども、市道整備事業債ほか3事業債につきまして、事業費の確定から補正するものでございます。

また、13ページの2の廃止についてでございますが、交付税算入率の高い臨時財政対策債、合併特例債以外の借入れを控えるために、経営体育成基盤整備事業債ほか5事業債につきまして財源を一般財源へ組み替えるものでございます。

次に、歳入歳出の主なものについて、事項別明細書をもって説明させていただきたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、16ページをお開きいただきたいと思います。

12款分担金及び負担金でございます。1項分担金及び負担金、2目民生費負担金、補正額1,273万1,000円の減でございますが、これは3節の児童福祉費負担金の保育所入所に係る保護者負担や児童クラブ保護者負担の減によるものが主なものでございます。

17ページをごらんいただきたいと思います。

14款国庫支出金でございます。1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額2,920万1,000円の増につきましては、3節の児童福祉費負担金の1,476万4,000円の減、それから4節の生活保護費負担金が、受給者の増によりまして4,500万円の増となるものが主なものでございます。

次に、2項の国庫補助金でございます。1目の総務費国庫補助金の補正額3,651万1,000円の減でございますが、1節の総務管理費補助金において、地域情報通信基盤整備推進事業の減によりまして交付金が3,465万円減額になったことが主なものでございます。

18ページをお願いいたします。

5目の土木費国庫補助金でございます。補正額1億7,075万5,000円の減でございますが、岩間駅周辺整備事業が翌年度以降となるため、2節の都市計画費補助金のまちづくり交付金が1億7,110万円減となったものでございます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

第15款県支出金でございます。1項県負担金、3目農林水産業費県負担金の補正額656万2,000円の減でございますけれども、1節の農業費負担金の県営畑地帯総合整備事業におきます埋蔵文化財の発掘調査の事業費の確定によるものでございます。

次に、2項の県補助金、2目民生費県補助金、補正額863万1,000円の減でございますが、これは4節の医療福祉費補助金852万4,000円の減などによるものでございます。

次、20ページをお開きいただきたいと思います。

3目衛生費県補助金でございます。補正額3,440万円の減は、1節の保健衛生費補助金におきまして、新型インフルエンザワクチンの接種者が少なかったため、助成費の臨時補助金を3,400万円減額するものが主なものでございます。

次に、4目の農林水産業費補助金でございます。補正額の848万7,000円の減は、事業費の確定によるものでございます。

次に、3項委託金でございます。1目の総務費委託金、補正額2,664万6,000円の減でございますが、これにつきましては、衆議院の総選挙、茨城県知事選挙、県議会議員補欠選挙、これらを同時に実施したことによりましての委託金の減ということでございます。

22ページをごらんいただきたいと思います。

16款財産収入でございます。2項財産売却収入、1目不動産売却収入1,336万4,000円でございますが、これは市の普通財産9件の売却収入でございます。

次に、17款寄附金でございます。1項寄附金、2目総務費寄附金、ふるさとづくり寄附金の3月末までの収入見込みといたしまして、371万円を増額するものでございます。

次、23ページをごらんいただきたいと思います。

18款繰入金でございます。第2項基金繰入金のうち、1目財政調整基金繰入金の補正額2億9,309万1,000円の減額につきましては、今回の補正の一般財源分の調整から減ずるものでございまして、その他の基金繰り入れにつきましては、充当事業費の確定によるものでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げたいと思います。

26ページをお開きいただきたいと思います。

1款の議会費でございます。1項議会費、1目議会費の補正額1,187万1,000円の減でございますが、これは13節の委託料の会議録作成、それから19節の負担金補助及び交付金の中の各種負担金の額の確定によるものでございます。

次の27ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費でございます。1項総務管理費、5目財産管理費、補正額788万6,000円の減でございます。これは、28ページに記載されております11節の需用費の燃料費、光熱水費の見込額によります460万円の減、さらには15節の工事請負費につきましては、額の確定により226万5,000円の減となるものでございます。

次に、6目の企画費、補正額403万円の減でございますが、これは29ページに記載してありますけれども、19節の負担金補助及び交付金の路線バス運行対策事業の補助金の額の確定により、354万4,000円を減じているところが主なものでございます。

次に、10目の電算管理費、補正額1億907万5,000円の減につきましては、30ページの15節の工事請負費におきまして、地域情報基盤整備工事費が1億1,680万円減になったことが主なものでございます。

次、14目の基金費、補正額371万円の増でございますが、これは25節の積立金、元気がさま応援基金積立金でございますが、3月末までのふるさと寄附金の収入見込額を含めたものでございます。

次、31ページをごらんいただきたいと思います。

4項選挙費でございます。2目の衆議院議員総選挙費の補正額382万7,000円の減、32ページは3目で茨城県知事選挙費の補正額1,928万9,000円の減、4目では茨城県議会議員補欠選挙の補正額611万5,000円の減、これらにつきましては、選挙の執行を同時に行ったことによりましての人件費及び委託料の減によるものでございます。

それから、33ページにまいりまして、13目の市長選挙費でございます。補正額849万6,000円につきましては、今年度4月に実施いたします市長選挙費の準備費用ということでございます。

それから、34ページに入りまして、3款の民生費でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1,336万8,000円の減でございますけれども、これは35ページにあります28節の繰出金で、国保特別会計及び介護保険特別会計への繰出金1,135万8,000円の減などによるものが主なものでございます。

次に、2目の障害者福祉費、補正額1,115万6,000円の減でございますが、13節の委託料、重度身体障害者訪問入浴サービス事業の減、36ページにございます20節の扶助費の特別障害者手当給付費、それから障害者地域生活支援事業などの決算見込みによる減が主なものでございます。

次に、3目の高齢者福祉費の補正額でございます。501万4,000円の減でございますが、13節の委託料で、愛の定期便事業、軽度生活援助事業等の利用者が少なかったことにより減が主な理由でございます。

それから、37ページに入りまして、5目医療福祉費でございます。補正額1,099万4,000円の減でございますけれども、これは20節の扶助費の医療扶助費で1,051万1,000円減となることが主な理由でございます。

それから、38ページにまいりまして、2項の児童福祉費でございます。1目の児童福祉総務費、補正額2,949万1,000円の減でございますが、これは19節の負担金補助及び交付金の2,397万8,000円の減など、保育入所者の負担金の減が主なものでございます。

次に、2目の児童手当費でございます。支給対象者の減から1,225万円減するところでございます。

3目母子福祉費の補正額3,318万9,000円の減でございますが、これは20節の扶助費の児童扶養手当の支給対象者の減から3,313万8,000円を減することなどが主なものでございます。

次、39ページにまいりまして、5目子ども手当費126万円でございます。平成22年度より開設いたします子ども手当支給のためのシステム整備のための費用でございます。

次に、3項生活保護費でございます。2目の扶助費の補正額6,051万4,000円の増でございますけれども、これは20節の扶助費で、生活保護費受給者数の増によりまして6,000万円ふえたことによるのが主なものでございます。

次、40ページでございます。

4款衛生費でございます。1項保健衛生費、2目予防費の補正額6,532万円の減でございますが、これは41ページに書いてあります19節の負担金補助及び交付金の健康診断、それから各種検診の受給者数、さらには新型インフルエンザワクチンの接種者の数の減によるものが主な理由でございます。

次に、43ページでございます。

5款の農林水産業費でございます。1項農業費、3目農業振興費の補正額423万7,000円の減でございますけれども、これは13節の委託料の農業振興地域整備計画図面修正委託料の額の確定によるものでございます。

次に、6目の農地費でございます。補正額3,792万3,000円減の主なものでございますが、44ページを見ていただきますれば、19節の負担金補助及び交付金の2,274万6,000円の減などで、これは中山間地域総合整備事業負担金、それから45ページにわたりまして農村振興総合整備負担金、それから農地有効利用支援整備事業補助金などの減、合わせまして12の負担金の額の確定によるものでございます。

次に、45ページ、6款商工費でございます。1項商工費、2目商工振興費の補正額2,184万5,000円の減でございますが、13節の委託料で、商店街等の街路灯改修委託料の実施見込みによりまして1,200万円の減、46ページにわたりまして19節の負担金補助及び交付金で、自治金融・振興金融保証料補給補助金の額の確定によりまして960万円の減などが主な理由でございます。

次に、2項の観光費でございます。3目の観光施設費の補正594万6,000円の減でございますが、工芸の丘の手すり等の改修工事費の額の確定によるもので、工事請負費473万3,000円の減などが主なものでございます。

それから、47ページに移りまして、7款の土木費でございます。2項道路橋りょう費、2目道路維持費の補正504万円の減、3目の道路新設改良費の補正1,550万4,000円の減、48ページに移りまして、4目の緊急地方道路整備費の補正額105万9,000円の減、5目の市幹線道路整備費の補正額1億3,184万9,000円の減、これはいずれも請負差金によります減額でございます。

次に、50ページをお開きいただきたいと思います。

4項都市計画費ございまして、7目の岩間駅周辺整備事業でございます。補正額4億2,163万3,000円の減でございますが、これは15節の工事請負費の岩間駅自由通路の工事請負費及び19節の負担金補助及び交付金の岩間駅舎建設工事負担金などの事業の実施を翌年度以降にするための減額ということでございます。

それから、51ページでございます。

8款消防費でございます。1項の消防費、1目常備消防費の補正759万3,000円の減でございます。これは、19節の負担金補助及び交付金のA E D設置事業補助金の240万6,000円の減などが主なものでございます。

次に、2目の非常備消防費の950万円の減でございますが、8節の報償費の消防団員退職報償金が支払額の確定によりまして953万円を減ずるものでございます。

52ページをお願いいたします。

9款の教育費でございます。1項教育総務費、2目事務局費の補正477万4,000円の減でございますが、これは53ページの13節のバス運行委託料の240万円を減ずることなどが主なものでございます。

54ページに移りまして、2目の教育振興費の補正額188万3,000円減でございますが、これはいずれも額の確定によりまして、11節の需用費の印刷製本費で60万8,000円の減、19節の負担金補助及び交付金で遠距離通学者の補助金で50万円の減、それから関東全国大会出場補助金で30万円を減じたものが主なものでございます。

55ページに移りまして、3項の中学校費でございます。1目の学校管理費、補正額561万3,000円の減でございますが、11節の需用費で434万5,000円の減など光熱水費の決算見込み、それから13節の委託料の額の確定による減などでございます。

56ページに移りまして、3目の学校建設費、補正額2,093万円の減でございます。これは15節の工事請負費の岩間中学校校舎改築工事費の額の確定に伴うものでございます。

次に、4項の幼稚園費、1目幼稚園費の補正額2,914万2,000円の減でございますが、これは57ページの19節負担金補助及び交付金の中で2,721万2,000円の減など、幼稚園就園奨励補助金が国の補助単価の変更によりまして減となることが主なものの理由でございます。

次に、5項の社会教育費、1目社会教育総務費の補正額419万3,000円の減、2目の公民館費の補正額399万3,000円の減、それから58ページに移りまして3目の図書館費の補正額560万6,000円の減、いずれも決算見込みにより減ずるものでございます。

60ページに移りまして、6項の保健体育費でございます。2目の体育施設費の補正額1,642万1,000円の減、これは15節の工事請負費の市民プール解体工事費の入札差金によるものでございます。

61ページに移らせていただきまして、11款の公債費でございます。1項公債費でございますが、公債費の元利償還金の額、決算見込みによりまして、1目の元金で2,000万円、2目の利子で2,250万円をそれぞれ減ずるものでございます。

次に、12款諸支出金でございます。1項の公営企業費、2目病院事業出資金の補正額460万9,000円の増についてでございますが、来年度より実施いたします市立病院の日曜・平日夜間診療の準備費といたしまして、修繕費用や備品購入費用などを一般会計より補助するものが主なものでございます。

以上で、平成21年度笠間市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、14時25分に再開します。

午後2時13分休憩

午後2時25分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第17号 平成21年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ977万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ81億8,949万1,000円とするものです。

今回の補正の主なものは、特定健康診査事業のほぼ確定によるものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書よりご説明申し上げますので、7ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、3款国庫支出金、1項国庫負担金187万7,000円の減は、特定健診業務の確定に伴うものでございます。

6款県支出金、1項県負担金187万7,000円の減は、同じく県負担分でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金555万1,000円の減でございますが、これは一般会計からの事務費でございます。

ページを返していただきまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費の455万6,000円の減は、一般管理費、人件費等でございます。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費1,150万円の減は、委託料の確定に伴うものでございます。

11款予備費の643万7,000円につきましては、収支のバランスを図るものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号 平成21年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,850万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,283万8,000円とするものでございます。

老人保健特別会計につきましては、平成20年3月末までの制度による医療費について計上しております。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、6

ページをお開き願いたいと思います。

歳入の1款支払基金交付金、1項1目医療費交付金につきましては1,816万5,000円、2目審査支払手数料交付金15万8,000円を減額するものでございます。

続いて、2款国庫支出金、1項1目医療費負担金1,026万6,000円、3款県支出金、1項1目医療費負担金につきましては256万6,000円を減額するものでございます。

6款諸収入、3項2目第三者納付金でございますが、交通事故等立てかえによる127万1,000円、3目返納金で137万5,000円の増額でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費、1項1目一般管理費としまして10万7,000円を、2款医療諸費、1項1目医療給付費1,500万円、2目医療費支給費90万円、3目審査支払手数料15万円を減額するものでございます。3款諸支出金、2項1目一般会計繰出金1,235万2,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号 平成21年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,735万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細よりご説明申し上げますので、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入の4款繰入金、1項1目一般会計繰入金277万8,000円の増額につきましては、保険基盤安定繰入金でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料の軽減措置に伴います後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金で277万8,000円の増額でございます。

以上で、議案第19号の説明を終わらせていただきます。

議長(市村博之君) 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長(岡野正三君) 議案第20号 平成21年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、施設介護サービス給付費の補正が主なものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,060万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億1,395万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書よりご説明申し上げますので、恐れ入りますが、7ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、主なものについてご説明申し上げます。

1款1項1目の第1号被保険者保険料576万6,000円の減でございます。費用負担割合が介護給付費の20%の減額でございます。

ページを返していただきまして、4款1項1目介護給付費交付金570万円の減、2目の地域支援事業支援交付金199万1,000円の減は、介護給付費の30%の減でございます。

5款1項1目介護給付費負担金427万5,000円の減は、介護給付費の施設分の17.5%と居宅分の12.5%分でございます。

7款1項1目の介護給付費繰入金237万5,000円の減、4目のその他一般会計繰入金196万2,000円の減でございます。

2項2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金62万円の増は、周知用パンフレット作成のための経費として繰り入れるものでございます。

歳出でございますが、10ページをお開き願います。

2款1項1目の居宅介護サービス給付費400万円の増、デイサービス等の利用者の増でございます。

5目施設介護サービス給付費3,200万円の減でございますが、近隣の老人施設等の新設及び増床に伴う入所を見込んでおりましたが、入所者が少なかったため減額するものでございます。

9目の居宅介護サービス計画給付費700万円の増、2項1目介護予防給付費500万円の増、5項1目高額医療合算介護給付費500万円の増、6項1目の特定入所者介護サービス費600万円の減でございます。

4款1項1目の介護予防特定高齢者施策事業費660万円の減の主なものは、健康診断検査委託料の減でございます。

2項4目委任事業260万円の減は、申請者数が見込みより少なかったために減額するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 議案第21号 平成21年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,439万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ38億4,388万3,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費でございます。

第3条は地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表の繰越明許費でございますが、1款下水道費、2項下水道建設費の8,200万円を繰り越すものでございます。

第3表の地方債の変更でございますが、公共下水道事業債の限度額を4億7,880万円から4億5,670万円に、借りかえ分の限度額を11億9,360万円から11億8,740万円に、それぞれ変更するものでございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

まず、歳入ですが、1款分担金及び負担金、2項1目受益者分担金1,800万円の増額は、全期前納と農地等の宅地化による賦課猶予取り消しが当初見込みよりも多く見込まれるものでございます。

4款県支出金、1項1目下水道事業県補助金356万円の減額につきましては、事業の確定見込みによるものでございます。

5款財産収入、1項1目利子及び配当金100万3,000円の増額は、積立金利子によるものでございます。

6款繰入金、2項1目下水道事業基金繰入金5,203万6,000円の減額は、事業費の確定見込みによるものでございます。

ページを返していただきまして、9款市債、1項1目下水道事業債2,830万円の減額は、事業費確定等の見込みによるものでございます。

9ページをごらんいただきたいと思えます。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款下水道費、1項1目下水道総務費、19節負担金補助及び交付金622万円の減額は、主に湖沼水質浄化下水道接続支援事業の確定によるものでございます。27節公課費1,701万5,000円の減額は、消費税の額の確定によるものでございます。

2目下水道管理費、11節需用費407万円の減額は、主に電気料の減額でございます。

10ページをお開き願います。

1款下水道費、2項1目下水道建設事業費、13節委託料223万円の減額及び15節工事請負費1,000万円の減額、22節補償補填及び賠償金1,100万円の減額は、事業の確定見込みによるものでございます。

2款公債費、1項1目元金220万3,000円の増額は、借換債の償還期間の変更によるものでございます。

2目利子1,234万9,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

次に、議案第22号 平成21年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に

ついでご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ434万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億1,226万3,000円とするものであります。

歳入歳出の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

歳入でございますが、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金435万3,000円の減額は、事業費の確定見込みによるものでございます。

6ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款農業集落排水事業費、1項1目農業集落排水施設管理費、27節公課費248万円の減額は、消費税の確定によるものであります。

2項農業集落排水施設建設費、1目農業集落排水事業建設費の23万4,000円の減額は、人件費の減額で48万8,000円及び農業集落排水事業基金積立金25万4,000円の増額であります。

2款公債費、1項2目利子24万7,000円の減額は、長期債利子の確定によるものであります。

3款予備費123万5,000円の減額は、収支のバランスを図るものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第23号 平成21年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、日曜・平日夜間診療開始に伴う準備のため補正するものでございます。

1ページをお開き願いたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入につきましては、1款病院事業収益、2項医業外収益を419万5,000円増額し8,753万1,000円に、支出につきましては、1款病院事業費用、1項医業費用419万5,000円を増額し4億9,658万7,000円に、それぞれ補正するものでございます。

次に、3条の資本的収入及び支出でございますが、当初予算の第4条で定めました1款資本的収入、1項出資金の収入を41万4,000円増額し8,114万8,000円に、支出についても1款1項の建設改良費を41万4,000円増額し7,556万6,000円に改めるものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

第4条は人件費について、第5条の他会計からの補助金は、休日・夜間診療開始に伴う準備資金としまして地域活性化・経済危機対策事業を取り入れましたので、地域活性化・経済対策事業に要する補助金としまして、地域活性化・経済対策事業に係る出資金をそれ

それ増額変更するものでございます。

補正の内容につきましては、補正予算明細書よりご説明申し上げますので、7ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

まず、収入では、1款病院事業収益、2項3目1節他会計補助金を419万5,000円増額するもので、休日・夜間診療実施に伴う施設改修費、また備品購入費に充てるものでございます。

支出につきましては、8ページをごらんいただきたいと思います。

3目の経費、4節消耗品174万5,000円の補正につきましては、休日・夜間診療開始に伴う診察室、処置室、薬局で使用する診察材料や備品等の購入費用でございます。同じく9節修繕費240万5,000円の増額も、休日・夜間診療開始に伴う診察室、処置室、薬局の改修費でございます。

次に、9ページの資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

1款資本的収入41万4,000円の増額でございますが、支出の1款資本的支出、1項1目器械備品購入費41万1,000円の増額分であり、休日・夜間診療で使用します卓上分包機、酸素濃度測定器などの医療機器購入費でございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 議案第24号から第27号までご説明申し上げます。

初めに、議案第24号 平成21年度笠間市笠間水道事業補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。

初めに収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益1,301万2,000円減額し5億5,964万9,000円に、2項営業外収益6万4,000円増額し1億6,782万8,000円に、それぞれ補正するものでございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用1,463万6,000円減額し6億3,005万7,000円に、第4予備費168万8,000円増額し1,220万3,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。

1款資本的収入、1項企業債530万円減額し2億7,620万円に、3項他会計負担金9万9,000円減額し100万1,000円に、7項工事負担金1,249万8,000円減額し511万6,000円に、

それぞれ補正するものでございます。

ページを返していただきまして、次に支出でございませう。

1 款資本的支出、1 項建設改良費263万3,000円減額し8,658万2,000円に、4 項笠間拡張事業費352万1,000円減額し246万2,000円に、それぞれ補正するものでございませう。

第4条の継続費でございませうが、1 款資本的支出、4 項笠間拡張事業費第2期工事の総額5億1,150万3,000円を5億798万2,000円に、平成21年度の年割額598万3,000円を246万2,000円に改めるものでございませう。

3 ページをお願いいたします。

第5条の企業債でございませうが、建設改良費の限度額1,930万円を1,400万円に改めるものでございませう。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございませう。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益1,316万2,000円の減額は、1 節水道料金で、予定した給水収益が下回ることが予想されることから減額するものでございませう。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金16万8,000円の増額は、1 節預金利息の増でございませう。

3 目他会計補助金10万4,000円の減額は、1 節一般会計補助金で、経済危機対策補助金による水道施設解体工事の確定によるものでございませう。

12ページをお開き願います。

次に、支出でございませう。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費619万5,000円の減額の主なものは、20節動力費で112万4,000円減額は浄水施設動力費の減でございませう。28節受水費で496万7,000円減額は、県水受水費で予定した受水費が下回ることが予想されるため減額するものでございませう。35節工事請負費で10万4,000円減額は、工事請負費の確定によるものでございませう。

2 目配水及び給水費で711万7,000円の減額の主なものは、19節修繕費600万円の減額は給配水管の修繕費の減でございませう。20節動力費108万6,000円の減額は、配水施設動力費の減でございませう。

5 目総係費83万8,000円減額の主なものは、16節委託料で75万1,000円減額は上水道事業認可申請業務委託料及び揚水試験調査委託料の確定によるものでございませう。

6 目減価償却費37万円減額は、1 節有形固定資産減価償却費で構築物減価償却費の減でございませう。

7 目資産減耗費5万円増額は、1 節固定資産除却費で配水管布設替えに伴う除却費の増でございませう。

4 項予備費で168万8,000円の増額は、収支のバランスを図るものでございます。

次に、13ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債530万円減額は、1 節企業債で事業費の確定によるものでございます。

3 項他会計負担金、1 目一般会計負担金9万9,000円の減額は、1 節一般会計負担金で消火栓設置負担金の確定によるものでございます。

7 項工事負担金、1 目補償工事負担金1,249万8,000円減額は、負担金で各種補償工事費確定によるものでございます。

14ページをお開き願います。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目施設改良費171万7,000円の減額の主なものは、1 節工事請負費100万円増額は現場状況による変更を見込んだものでございます。2 節委託料271万7,000円減額は請負差金による確定でございます。

4 目資産購入費50万円減額は、量水器購入費の減でございます。

4 項笠間拡張事業費、2 目配水管布設費333万8,000円減額の主なものは、1 節工事請負費、2 節委託料で請負差金による確定でございます。

次に、議案第25号 平成21年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益769万1,000円減額し7億3,712万4,000円に、2 項営業外収益31万7,000円増額し769万9,000円に、それぞれ補正するものでございます。

次に、支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用2,244万6,000円減額し6億5,831万2,000円に、4 項予備費1,507万2,000円増額し3,274万2,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入でございます。

1 款資本的収入、3 項他会計負担金15万5,000円減額し94万5,000円に、7 項工事負担金906万2,000円減額し392万5,000円に、それぞれ補正するものでございます。

ページを返していただきまして、次に支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費1,523万9,000円減額し、1 億920万1,000円に補正するものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益40万9,000円増額は、1節水道料金で給水収益でございます。

3目その他営業収益810万円減額の主なものは、1節加入金840万円減額は水道加入金で確定見込みによるものでございます。2節手数料30万円増額は、給水装置工事による設計審査及び竣工検査手数料の増でございます。

8ページをお開き願います。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費1,087万1,000円の減額の主なものは、20節動力費で635万6,000円減額は浄水施設動力費の確定見込みによるものでございます。28節受水費で457万1,000円減額は、県水受水費で予定した受水費が下回ることが予想されるため減額するものでございます。

2目配水及び給水費251万7,000円増額の主なものは、19節修繕費で230万円の増額は給配水管修繕費でございます。22節材料費70万円増額は、配水施設修繕材料費の増でございます。

5目総係費の409万6,000円の減額の主なものは、16節委託料401万4,000円の減額は上水道事業認可申請業務委託料及び揚水試験調査委託料の確定によるものでございます。

6目減価償却費183万円減額は、1節有形固定資産除却費で構築物減価償却費の減でございます。

7目資産減耗費800万円減額は、1節固定資産除却費で配水管布設替えの確定による減でございます。

4項予備費で1,507万2,000円の増額は、収支のバランスを図るものでございます。

次に、9ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入、3項他会計負担金、1目一般会計負担金15万5,000円減額は、1節一般会計負担金で消火栓設置負担金の確定によるものでございます。

7項工事負担金、1目補償工事負担金906万2,000円減額は、各補償工事費の確定によるものでございます。

10ページをお開き願います。

次に、支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設改良費1,471万5,000円減額の主なものは、1節工事請負費で877万4,000円の減額、2節委託料で594万1,000円の減額等は請負差金による確定でございます。

4目資産購入費40万円の減額は、量水器購入費の減でございます。

次に、議案第26号 平成21年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

まず、第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入でございますが、1款水道事業収益、1項営業収益2,605万9,000円減額し3億2,551万9,000円に、第2項営業外収益8万1,000円減額し193万8,000円に、それぞれ補正するものでございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用2,633万円減額し2億9,487万円に、3項特別損失42万8,000円増額し43万2,000円に、4項予備費23万8,000円減額し435万6,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。

1款資本的収入、1項企業債1,500万円減額し6,230万円に、3項他会計負担金16万6,000円減額し93万4,000円に、7項工事負担金845万8,000円減額し463万円に、それぞれ補正するものでございます。

ページを返していただきまして、次に支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費3,567万8,000円減額し、8,255万円に補正するものでございます。

第4条の企業債でございますが、建設改良費の限度額4,000万円を2,500万円に改めるものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益2,610万4,000円減額は、1節水道料金で、予定していた給水収益が下回ることが予想されることから減額するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

支出でございます。

1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費2,306万2,000円減額の主なものは、20節動力費260万7,000円減額は浄水施設動力費の減でございます。21節薬品費145万5,000円減額は、浄水施設薬品費の減でございます。28節受水費1,900万円減額は、予定していた県水受水費が下回ることが予想されるため減額するものでございます。

2目配水及び給水費で140万9,000円増額の主なものは、22節材料費180万円増額は、水

管渠漏水による原状復旧する材料費用でございます。

5目総係費247万1,000円減額の主なものは、16節委託料238万4,000円減額は、上水道事業認可申請業務委託料及び漏水試験調査委託料の確定によるものでございます。

6目減価償却費84万円減額は、1節有形固定資産減価償却費で構築物減価償却費の減でございます。

7目資産減耗費120万円減額は、1節固定資産除却費で配水管布設替えに伴う除却費の減でございます。

3項特別損失、1目固定資産売却損42万8,000円増額は、1節固定資産売却損で財産所管がえに伴う増でございます。

4項予備費で23万8,000円の減額は、収支のバランスを図るものでございます。

次に、9ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債1,500万円の減額は、1節企業債で事業費の確定によるものでございます。

3項他会計負担金、1目一般会計負担金16万6,000円の減額は、消火栓設置負担金の確定によるものでございます。

7項工事負担金、1目補償工事負担金845万8,000円減額は、各補償工事費の確定によるものでございます。

10ページをお開き願います。

次に、支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設改良費3,542万5,000円減額の主なものは、1節工事請負費2,642万5,000円減額、2節委託料900万円減額等は、請負差金による確定でございます。

4目資産購入費10万円減額は、量水器購入費の減でございます。

次に、議案第27号 笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。

1款工業用水道事業収益、1項営業収益569万5,000円減額し2,868万7,000円に、2項営業外収益7万1,000円減額し44万7,000円に、それぞれ補正するものでございます。

次に、支出でございます。

1款工業用水道事業費用、1項営業費用172万円減額し2,620万3,000円に、4項予備費404万6,000円減額し142万6,000円に、それぞれ補正するものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款工業用水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益569万5,000円減額は、1節水道料金で、予定していた給水収益が下回ることが予想されるところから減額するものでございます。

6ページをお開き願います。

次に、支出でございます。

1款工業用水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄配水費172万円減額の主なものは、16節委託料47万円減額は請負差金による確定でございます。20節動力費125万円減額は、浄配水施設動力費の確定見込みによるものでございます。

4項予備費で404万6,000円の減額は、収支のバランスを図るものでございます。

以上、議案第24号から議案第27号までの説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番大関久義君。

18番（大関久義君） まず、最初に児童福祉負担金、16ページなんですけれども、保育所入所児童保護者負担金、現年度分で738万円減、それとその下の児童クラブ保護者負担金、現年度分500万円の減ということで、これらは保育所に入る人が少なかったのか、同じように児童クラブに入る人が少なかったための措置なのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

それと同時に、支出の方で38ページの児童福祉総務費の19節の中で、保育所入所負担金、減2,000万円上がっております。これら関連して、どのような形の中でこういう数字が上げられているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、45ページ、商工振興費、街路灯改修委託料、減額の1,200万円及び51ページ、常備消防費の中の19節、A E D設置事業補助金、減額の240万6,000円、この街路灯改修委託料とA E D設置事業補助金は、緊急経済対策のものを使って多分措置していると思うんですけれども、これら減額になった場合は、その措置したお金というのはどういうふうに今後運用されていくわけですか、減額になったものは、それら原因と、その後減額になった場合の、いわゆる緊急支援措置で来たお金を違うものに使えるのかどうか、何かに使うのかどうか、この減額になった部分はどういうふうに処理するのか、お尋ねします。

それから、57ページ、幼稚園費の19節負担金補助及び交付金の中で、幼稚園就園奨励費補助金、減額の2,662万4,000円、これは幼稚園がいただくものではなくて、保護者に全額、国の方から来たものをただ経由するだけのものだと思うんです。先ほどの説明では、対象者になる者の収入とか、そういうものの変更があったために、これらの減額措置になったんだというような説明がございましたが、これはどういう基準で前年から今回の改正にな

ったのかわからないので説明をいただきたい。そして、対象が何名ぐらい、2,662万4,000円の減の対象者はどのぐらいあったのかお尋ねしたいと思います。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） まず、第1点でございますが、保育所入所児童保護者負担金の738万円、それと38ページの保育所入所負担金の2,000万円の支出の方の減でございますが、これらにつきましては、保育所運営事業費につきまして、平成20年度で1.5%増額をいたしました。それで、21年度で1%の増額を見込みました。ところが、12月に保育所の方の基準の改定がございまして、それによって減額になったということで、民間5保育所に補助をするための運営基準の738万円が減額になったということでございます。支出の方では2,000万円に相当するということでございます。

それと、放課後児童クラブの負担金でございますが、定数が723名で見込んでおりましたところ、753名という状況でございまして、それらに伴いまして月5,000円の保護者負担金ですか、それが減額になったということで、児童数が減ったということです。

以上でございます。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 大関議員の商工費の中で、街路灯改修1,400万円の減額の内容でございますが、ご指摘のとおり地域活性化・生活対策臨時交付金を活用した事業でございます。商店街から申請を受けまして、11商店街の街路灯の電球交換の工事を発注してございます。当初見込んでおりました数字より、交換する電球の数が減ったということ、それから入札差金が出たということで、今回の減額補正を行ったものでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 消防長杉山 豊君。

消防長（杉山 豊君） 8款消防費、19節負担金補助及び交付金の中で、AEDの設置事業補助金240万6,000円の減ということでございますが、これにつきましては、当初40件分、事業内容としましては事業費の3分の1、10万円を限度に補助しておるものでございます。当初40件を見込んだところでございますが、現在までのところ10事業所99万4,000円を補助しておりますので、ここで240万6,000円の減額ということにさせていただいたわけでございます。

なお、この余った金額につきましては、この予算の中で備品購入費の12万6,000円の方に出ておるところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 幼稚園就園奨励費補助金の減額でございますが、当初予算で1億1,148万1,000円予算をとっておりましたが、実績で8,485万7,000円ということで、2,662万4,000円の減額になってございます。対象者915人でございまして、これにつま

しては、毎年積算根拠が変わってまいりまして、それに伴った金額でございます。

例えば従来第2子、この補助限度額等は、一つの分類で例えば22万4,000円の限度のところを16万8,000円とか、20万6,000円のところを13万5,000円と、階層によってそれぞれ変わってまいりますので、ちょっと細かい数字でございますが、そういうことで国の積算が毎年変わってまいります。それに伴った実績でございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） それでは、先ほどの消防費の中の常備消防費の中で、負担金補助及び交付金240万6,000円のAEDの補助金で減になっている部分でございます。先ほどの消防長の答弁、ちょっと訂正させていただきたいと思うんですけれども、これにつきましては、経済危機対策臨時交付金ということで、この中で事業を実施したわけございまして、事業実施に当たりましては、当然変更も伴ってくるわけでございます。入札差金、いろいろな形で変更が伴ってまいります。当初予算の中でその交付金よりも多少入札差金を想定しまして予算化しておりますけれども、このAEDにつきましては、具体的には住宅の維持補修の方にこの予算を変更したという経緯はございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 18番大関久義君。

18番（大関久義君） 多分、利子補給とかそういうものにはいかないんじゃないかなとは思っていたんですけれども、いわゆる予定してきた交付金中で、これを使いますよと言ったやつで余った額、いわゆる差金も含めて、そういうものは減額補正のみここっております。これらのものは何に充当したのか。そういうものは、我々はこの中では全然わからないんですよ。今、初めて総務部長の方から、住宅の改修とかそういうものに回したよというようなものが示されたわけでありまして、なかなか見えてこない部分が多うございまして、こういう大きな額で減額になり、それと緊急対策事業として使われるべきお金として交付金がなされていれば、それらに準じたものに組み替えるとか、もう一回見直すとか、そういうものをして、我々に、これはこれだけ来たんだけれどもこの部分についてはこういうものに使用しますよというものをお示しいただきたいと思うんです。補正しているわけですから、補正の減の部分はどこに行くのか、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） この経済対策臨時交付金でございますけれども、これは申請時に幾つかの項目を申請したわけでございます。その項目の中での変更しかできないような状況になっております。ですから、新たな項目を設けてそれに流用するということができない。幾つかの事業が、事業の精査に伴いまして移動が伴っております。ですから、このやつをこれというわけじゃなく、全体の事業費の中でいろいろなものに仕分けをして、

最終的に交付金の額以上の額を消化しているというような状況でございますので、その辺の細かいやつにつきましては、後で資料を整理して提示させていただきたいと考えております。いろいろな項目に分かれておりますので、ちょっと複雑になっている状況でございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 18番大関久義君。

18番（大関久義君） わかりました。というのは、そのほかにこれに使った方がいいんじゃないかとか、そういうものも議会の内部で持ってあった部分もありましたし、そういう形の中であつたとすれば、議会の方にも問いかけていただければよろしいんじゃないかなと思うわけでありまして、これからそういうような、今回特別なものでありますから、基金から崩して5億円というような形をつくったわけでありまして、基金から崩した部分は基金に返すんだというんだつたら、それはわかるんですよ。そうじゃなくて、そういうものがこの中に見えてないので、何かに使つたとすれば、そういうものはきちんとお示しをしていただきたいというふうに思っております。

それと、幼稚園の就園奨励費なんですけれども、国の算定で常に変更があるので、笠間市としては国から示されたもので計上する以外にないと、そういうご理解でよろしいですか。わかりました。それでは、後でお願いしたいと思います。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） それでは、誤解のないようにもう一回答弁させていただきたいと思っております。

今回の臨時交付金につきましては、当時申請したときに数多い事業名で申請をいたしております。当初、その交付金全額を使うということで、当然貴重な財源でございますから、それに見合ったある程度想定される入札差金分を一般財源で補てんをしているような状況で予算化をしております。

今回の経済対策臨時交付金の満額を使用した以外については、当然、財政調整基金から繰り出してやっておりますので、その余った分についてはまた戻していると、そういうふうな状況になっているわけでございます。誤解のように、もう1回話しておきます。

以上でございます。

議長（市村博之君） ほかにございますか。

17番町田征久君。

17番（町田征久君） 36ページ、13委託料なんです、愛の定期便委託料120万円減、この中身をお知らせをお願いしたい。

それから、39ページの委託料の下の扶助費、生活保護費6,000万円、これはこの前の新聞にも笠間市は大変に多いと出ておつたんですが、この6,000万円ではなく、受給者は何名ぐらい笠間市全体でいるのか。これは夫婦とひとり暮らしと別々だと思うんですよ。大体

夫婦というのが多いんですが、私らの見ている限りでは。夫婦、それからひとり、夫婦でどのぐらいの金額を支給しているのか。私も聞かれるんですが、なかなか即答できないんですよ。夫婦で1件どのぐらいの金額に、今後不況もどんどんふえて、世間では生活保護をもらう方がいいんじゃないかというような風潮が出ております。これは参考までにお聞きしたいんですが、お願いします。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） まず、36ページの愛の定期便の120万円の減でございます。愛の定期便につきましては、当初予定した人数より利用者が少なかったということで減額しております。当初585名で予定しておりました。ところが、現在512名ということで、月平均にならすと507名程度の方々に、愛の定期便ということで牛乳、ヤクルト等を配布しているという状況でございます。

それと、もう1点の生活保護の6,000万円の補正でございますが、受給者につきましては、10月現在で474世帯629名でございます。それと、ひとり暮らしの場合ですか、一般的な部分でございますが、ひとり暮らしの場合には、借家の住まいも含めまして13万円程度となっております。また、夫婦ですと、18万円から19万円程度かなと思っております。今回の補正につきましては、医療費等々が多うございまして、月3,000万円からのお支払いをしているわけですが、今年度の11月につきましては6,600万円というような医療費を支出しているというような部分がございまして、今回6,000万円の補正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） 生活保護費は、結局は医療費ということですか。それから、生活保護適正化事業委託料というのも説明お願いしたいんですが。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 生活保護者に対しましては、8項目の扶助費がございます。一つとしまして医療扶助費、生活扶助費、住宅扶助費、介護扶助費、教育扶助費、生業扶助費、出産扶助費、葬祭扶助費でございます。たまたま今申し上げましたのは、特に医療費の部分が増額しているということで申し上げたものでございます。

35万6,000円の生活保護適正化事業委託料でございますが、これはレセプト点検委託料、母子加算システムの委託料でございます。今年度、再度、母子加算が国の制度の中で認められたものですから、それらのシステム委託料として、事前に今年度で準備を進めるといって計上したものでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） 私、不思議に思うんですが、この愛の定期便委託料、人数が少

なくなっているということは不思議なんですね。本来はふえるべきなものだと思うんですが、どうなんですか、これは。その原因は何ですか。利用者が少ない。もうお弁当持ってこなくてもいいよと。これお弁当ですよ、愛の定期便。ヤクルトとか牛乳、これお断りをするのか、それともどっちなんですか。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） これらにつきましては、民生委員さんの方々から要請がありまして、それらに伴って市の方で判断して各独居老人の方に配布しているという状況でございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） よろしいですか。

20番杉山一秀君。

20番（杉山一秀君） 簡単に、45ページなんですけど、間伐材のことについてお尋ねいたします。

予算は大分減っているようなんですけれども、今、材木が非常に低迷をしているということで、予算を減らすというのはおかしいんですけれども、間伐はどこをやったんでしょうか、まずそれをお聞きしたいですね。

それから、43ページの強い農業づくり交付金事業とありますが、強い農業というのは何を指して言っているのか、なぜ減らしたのかということをお聞きいたします。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 杉山議員のご質問にお答えします。

まず、間伐材でございますけれども、今回、森林湖沼環境税といいますか、それを利用して間伐を実施しております。

間伐の中身でございますけれども、間伐を要する判定、A判定、B判定とありますが、緊急を要するというので、A判定の部分について間伐をしております。

間伐材につきましては、林内集積ということで、林の中に積み重ねて、搬出するのが非常に困難である、あるいはコストがかかるということで、国補事業も合わせて実施しております。したがって、毎年検査をして、決められたエリアを所有者の同意を得ながら実施しているという状況で、今回の補正につきましては、その精算をしたという内容でございます。

それから、強い農業づくりでございますけれども、これは国が進めている施策の一環でございます。今回の補正につきましては、遊休農地対策としまして21年度に実施いたしました飼料用稲の機械を購入する部分で、それらの入札の差金が出たということで、補助金の精算とあわせて事業費が確定したということで、今回補正をしているものでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 20番杉山一秀君。

20番（杉山一秀君） 何だかわかったようなわからないような返事でさっぱり、困っているんですが、強い農業というのは何だかということを知っているんだね。それから、間伐はだれもしてもらいたいんですが、その申し込み方法なんかがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 間伐対象林につきましては、民有林を対象としております。毎年、市の間伐計画、森林計画に基づいて踏査をして、その判定をしております。それらの判定に基づいて、県に申請をして間伐を実施しているということで、緊急を要する間伐だという認定をしているのがA判定ということで、それらのエリアについては、各地域の森林、民有林を対象に、対象の森林を決めてしているということで、例えばどこの森林でもできるのかということではなくて、緊急を要するという部分の中で実施をするということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（市村博之君） 岡井俊博君、もう1回。

産業経済部長（岡井俊博君） 強い農業づくりというのは、国の政策の名称でございます。まさに今、課題でございます高齢者あるいは緊急の条件整備、そういうものを含めた中で、国の補助の名称として強い農業づくりということで、名称として使っております。

議長（市村博之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 以上で質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、15時45分に再開します。

午後3時34分休憩

午後3時46分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号 平成21年度笠間市一般会計補正予算（第9号）ないし議案第27号 平成21年度笠間市工業用水道事業補正予算（第3号）は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

最初に、議案第16号 平成21年度笠間市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成21年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成21年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成21年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成21年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成21年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成21年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成21年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成21年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成21年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成21年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成21年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されま

した。

議案第28号 平成21年度笠間市一般会計補正予算(第10号)

議長(市村博之君) 日程第22、議案第28号 平成21年度笠間市一般会計補正予算(第10号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第28号 平成21年度笠間市一般会計補正予算(第10号)の提案理由を申し上げます。

本案は、国の平成21年度第2次補正において創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した事業の実施に向け、平成21年度予算を補正するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長(市村博之君) 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長(小松崎 登君) 議案第28号 平成21年度笠間市一般会計補正予算(第10号)についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、今年1月28日に成立いたしました国の第2次補正予算で、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備を支援するため創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して実施するための予算を計上したものでございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,652万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275億8,176万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費の補正でございますが、2款の総務費、1項総務管理費、市庁舎修繕費445万6,000円から、7ページの最後の9款教育費、6項保健体育費、体育施設整備事業費674万8,000円まで28事業、合計しまして2億4,652万6,000円でございますが、すべて今回のきめ細かな臨時交付金事業の年度内執行が困難なことから、繰越明許費を設定するものでございます。

それでは、歳入歳出の内容につきまして事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳入でございますが、10ページをお開きいただきたいと思います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の補正額2億219万9,000円は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付限度額を計上したものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の補正額4,432万7,000円の増は、

事業執行上生じる請負差金等を想定いたしまして、交付金の交付限度額を下回らないように繰り入れをするものでございます。

続いて、歳出でございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正額3,267万4,000円でございますが、これにつきましては本庁舎前に太陽光発電システム等を設置する工事費などがございます。

次に、13目の市民活動費の補正額1,083万円でございますが、これは市管理の防犯灯をLED照明によりまして1級12号線沿線に設置する工事費などがございます。

次に、3款の民生費、2項児童福祉費、4目保育所費の補正額432万円でございますが、これにつきましては稲田保育所の床暖房などの修繕費でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、6目保健センター管理費の補正額の237万3,000円でございますが、これは岩間保健センターの自動ドアの修繕費でございます。

ページをめくっていただきまして、12ページでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、6目農地費の補正額1,857万4,000円でございますが、これは農道舗装工事費でございます。

それから、6款商工費、2項観光費、3目観光施設費の補正額1,175万9,000円でございますが、これは工芸の丘の設備、愛宕山ハイキングコースの修繕、それから愛宕山案内標識等々でございます。

それから、7款の土木費でございます。2項の道路橋りょう費、2目道路維持費の補正額8,910万円は、笠間、友部、岩間地区の3地区の排水路等の整備でございます。

それから、4項の都市計画費の1目都市計画総務費、補正額2,455万円でございますが、これは市民センターいわま、友部駅などの案内標識の工事、それから友部インター付近、岩間地区の355バイパス付近に、観光客へ市のイメージアップを図るためのサイン工事などがございます。

下の13ページでございますけれども、8款消防費、1項消防費、3目の消防施設費の補正額24万5,000円は、岩間支団の第2分団のサイレン設置工事などがございます。

9款の教育費、2項小学校費、1目学校管理費の補正額1,502万5,000円は、箱田小学校の階段の雨漏りの修繕費や友部小学校プールの舗装工事、それから宍戸小学校のトイレの工事などがございます。

それから、3項の中学校費、1目学校管理費の補正額334万6,000円は、友部中学校の武道館の天井の修繕費などの工事費でございます。

それから、4項の幼稚園費、1目幼稚園費、補正額170万7,000円は、笠間幼稚園の外壁塗装工事の工事費などがございます。

最後の14ページでございますが、同じく教育費の2目公民館費、補正額502万8,000円は、笠間公民館などの施設の修繕費と稲田公民館分館のトイレの補修工事等々でございます。

それから、3目の図書館費の補正額85万8,000円は、笠間図書館の自動ドアの修繕費などでございます。

以上、平成21年度笠間市一般会計補正予算(第10号)は、市内の中小企業が受注可能な小規模なインフラ整備といったものを中心に計上いたしております。

以上で説明を終わります。

議長(市村博之君) 提案者の説明が終わりました。

議案第29号 工事委託契約の締結について
(岩間駅橋上化及び自由通路新設工事)

議長(市村博之君) 日程第23、議案第29号 工事委託契約の締結について、岩間駅橋上化及び自由通路新設工事を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第29号 工事委託契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、常磐線岩間駅橋上化及び自由通路新設工事に関し、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社と工事委託契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(市村博之君) 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長(橋本雅晴君) 議案第29号 工事委託契約の締結についてご説明申し上げます。

本工事は、岩間駅周辺整備事業の核となります常磐線岩間駅の橋上化及び自由通路の新設工事を行うものでございます。

工事及び工事監理を含め、協定書によりまして契約金額11億2,321万5,000円で、水戸市三の丸1丁目4番47号、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長土屋忠巳に委託するものであります。

JR東日本側と市の負担割合に関しましては、JR東日本との覚書に基づきまして、JR東日本が9,270万円を、市が10億3,051万5,000円を負担するものであります。

工事の概要でございますが、橋上駅舎につきましては、鉄骨2階建て、延べ床面積415平方メートルで、2階部分は駅事務室、改札口等を配置し、各方面へは、階段のほかエレ

ベーターを設置いたします。自由通路につきましては、橋上駅舎と一体的な施設で、同じく2階建てで、橋の部分は延長40メートルあり、有効幅員は4メートルでございます。東西の出入り口には、階段のほかエレベーターを設置するとともに、各階段の下には多機能トイレ及び一般トイレを設置する計画でございます。

工事時期は、22年に着工し、24年3月末の供用開始の計画となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第30号 平成22年度笠間市一般会計予算

議案第31号 平成22年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第32号 平成22年度笠間市老人保健特別会計予算

議案第33号 平成22年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第34号 平成22年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第35号 平成22年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第36号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計予算

議案第37号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第38号 平成22年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算

議案第39号 平成22年度笠間市立病院事業会計予算

議案第40号 平成22年度笠間市水道事業会計予算

議案第41号 平成22年度笠間市工業用水道事業会計予算

議長（市村博之君） 日程第24、議案第30号 平成22年度笠間市一般会計予算ないし議案第41号 平成22年度笠間市工業用水道事業会計予算の12件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第30号 平成22年度笠間市一般会計予算から議案第41号 平成22年度笠間市工業用水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計、特別会計8会計及び企業会計3会計の平成22年度の当初予算であります。

内容につきましては、各部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 担当部長から順に説明を願います。

総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） 議案第30号 平成22年度笠間市一般会計予算についてご説

明申し上げます。

予算書並びに予算に関する参考資料に基づきまして説明したいと思います。

まずは、笠間市予算書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

1 条は、平成22年度笠間市一般会計歳入歳出の予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ265億4,000万円と定めるものでございます。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によるものでございます。

第 2 条は、継続費でございます。地方自治法第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表の継続費」によるものでございます。

第 3 条は、地方債でございます。地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」によるものでございます。

第 4 条は、一時借入金でございます。地方自治法第235条 3 の第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 8 億円と定めるものであり、第 5 条は、歳出予算の流用でございます。

続いて、9 ページをごらんいただきたいと思います。

第 2 表の継続費でございます。2 款の総務費、2 項徴税費の土地評価替準備業務で、総額1,333万5,000円で、平成22年度の年割額を984万9,000円、平成23年度の年割額を348万6,000円とする継続費を設定するものでございます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

第 3 表の地方債でございます。地域活力基盤創造交付金を活用いたしまして実施する市道整備事業債から臨時財政対策債までの限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載しております。

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する参考資料で説明をさせていただきますと思います。

それでは、予算に関する参考資料の 4 ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計予算の概要ですが、平成22年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ265億4,000万円で、前年度と比較いたしますと6,200万円の減で、0.2%の減となっております。

また、この表にありますとおり、前年度の繰上償還に伴う公債費8,140万円を除いた実質予算額は、前年度と比較しまして1,940万円の増、0.1%の伸びでございます。ほぼ前年度並みの予算となっているわけでございます。

主な歳入についてご説明申し上げたいと思います。

5 ページの平成22年度一般会計款別歳入予算状況の表をごらんいただきたいと思います。

まず、1 款の市税でございますが、平成22年度予算額90億6,641万1,000円で、歳入総額に占める割合は34.2%となっております。前年度の予算と比較いたしますと、1 億2,774万円の減で1.4%の減となっております。これは個人市民税、法人市民税、市たばこ税の

減少が主な原因となっていると思われます。

次に、10款の地方交付税でございますが、平成22年度予算額は57億3,000万円で、歳入総額の占める割合は21.6%となっており、前年度予算と比較いたしますと7億2,000万円の増となっております。これは、地方において大きな減収が見込まれることから、国の地方財政対策で、11年ぶりに1兆円以上の増額措置がされたことによるためでございます。

次に、14款の国庫支出金の平成22年度の予算額は39億1,238万5,000円で、歳入の総額に占める割合は14.7%となっております。前年度と比較いたしますと、10億182万8,000円の増、34.4%の大幅な増となっております。これは、子ども手当の増などが主な原因でございます。

次に、15款の県支出金、平成22年度の予算額は17億6,498万5,000円で、歳入に占める割合は6.6%、対前年度比では2億1,103万7,000円の増で、13.6%の増となっております。これは、緊急雇用創出事業の補助金、ふるさと雇用再生特別基金事業の補助金、それから医療費自己負担助成制度の拡充に伴う医療福祉費の補助金等の増などが原因でございます。

それから、21款の市債の平成22年度の予算額は27億8,280万円で、歳入総額に占める割合は10.5%となっております。前年度と比較で8億1,410万円の減の22.6%と大きく減じております。22年度の市債については、将来健全財政を維持するため、合併特例債及び臨時財政対策債のみ計上しているところでございます。

次に、歳出でございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。

新年度も、引き続きまして幹線道路の整備、それから交通の利便性を高めるため駅周辺の整備など都市基盤整備を推進するとともに、子育て支援の経費、それから農業支援の経費と、新たに地域医療体制と医療福祉対策経費を重点に置いた予算編成をいたしたところでございます。

次の、8ページの下段のグラフをごらんいただきたいと思います。

歳出予算を款別に分類してみますと、最も構成比率の高いのが民生費で30.5%、次いで土木費で15.2%、それから教育費が11.4%、総務費が10.7%となっております。

このページの上の表、平成22年度一般会計款別歳出予算状況をごらんいただきたいと思います。

2段目の2款の総務費28億3,272万8,000円、これにつきましては、参議院議員通常選挙を初めとする選挙執行経費や、県補助金を財源としてふるさと雇用再生事業、それから緊急雇用創出事業の拡充、それから24年度の固定資産評価替えに向けた路線価、土地の評価の見直し業務、国勢調査の経費などを計上しておりますが、対前年度比では1億7,280万4,000円の増、6.5%の増となっております。

次に、3款の民生費でございます。80億8,441万7,000円で、これは子ども手当等の新設や10月から実施いたします小学校6年生までを対象とした医療費の自己負担の助成制度の拡充、放課後児童クラブの保育時間の延長経費を計上しておりますが、対前年度比較で10

億9,496万4,000円と、大きな増となっており、15.7%の増でございます。

次に、5款の農林水産業費は11億2,958万4,000円です。新年度から米生産農家の戸別所得補償が実施されますが、従来の転作奨励制度の激変緩和や集団営農支援のための水田農業奨励経費、新たに農業後継者の就農のための研修助成経費などを計上しておりますが、国営電ヶ浦用水事業に係る借入金償還金の一部繰上償還に伴います県負担金の減により、対前年度比較いたしまして1億4,462万2,000円の減、11.3%の減となっております。

7款の土木費は40億4,115万2,000円でございます。平成22年度から岩間駅自由通路、橋上駅舎の工事着手に入りますけれども、友部駅周辺整備事業や1級12号線を初めとする幹線道路が終了したことによりまして、対前年度比較では5億5,879万7,000円の減で、12.1%の減となっております。

9款の教育費も、総額30億3,996万9,000円ですが、笠間小学校耐震補強工事や岩間第三小学校の屋内運動場耐震補強工事、それから新笠間市史の発行経費などを計上しているものの、岩間中学校の整備事業が終了したことによりまして、対前年度比で6億6,961万7,000円の減の18.1%の減となっているところでございます。

また、12款の諸支出金では2億8,465万円で、本年4月1日から笠間市立病院において県立中央病院や地元医師会の協力のもとに、日曜日や平日の夜間診療を実施する経費を保健衛生活動補助金として支出するため、対前年度比では3,324万9,000円の増、12.8%の増となっているわけでございます。

ページを大きくめくっていただきまして、22ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度各種事業の状況でございます。新規事業並びに内容の充実した事業について、この22ページから28ページにわたりまして111事業を掲載いたしております。後ほど参考としていただきたいと思います。

次に、29ページをお開きいただきたいと思います。

29ページから46ページにかけては、ただいま説明いたしました内容を含めまして、款別の主な事業、主な普通建設事業に分けて掲載をいたしております。これにつきましても、後ほど参考にさせていただきたいと思います。

次の47ページから52ページにかけては、補助金交付団体の状況でございますけれども、補助金対象交付団体は157件でございます。これについても、後ほど参考にさせていただきたいと思います。

それから、平成22年度新たに補助金を交付する事業は、49ページの4行目の住宅太陽光発電システム設置補助金や、50ページの12行目の中小企業緊急雇用安定支援補助金など、13事業となっているところでございます。

今後とも、時代のニーズに合った事業で行政目的に合致し、公益上必要があると認められるものに対して、予算の範囲内において補助金を交付し、目的達成したものに対しては補助金を廃止する方針でございます。

53ページは地方債の状況、54ページから56ページは基金の状況、57ページは一部事務組合の負担の状況でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第31号 平成22年度笠間市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

167ページをお開き願いたいと思います。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億1,370万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条では、歳出予算の流用に関する規定でございます。

168ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳入予算の主なものは、1款国民健康保険税23億6,783万4,000円は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分でございます。また、滞納繰越分を見込んでおります。

次に、2款使用料及び手数料180万円は、督促手数料でございます。

3款国庫支出金21億1,344万3,000円は、保険給付や高額医療費共同事業及び特定健康診査に対します国庫負担でございます。

4款療養給付費等交付金1億9,946万1,000円は、退職被保険者に対する療養給付費交付金でございます。

5款前期高齢者交付金13億5,663万7,000円は、前期高齢者に対します交付金でございます。

6款県支出金3億8,168万3,000円は、高額医療費共同事業及び特定健康診査に対します県負担または保険給付費に対する県補助金でございます。

7款共同事業交付金9億716万3,000円は、高額医療共同事業及び保険財政共同事業に対します交付金でございます。

9款繰入金5億4,028万4,000円は、一般会計より事務費または財政調整基金より繰り入れるものでございます。

続いて、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

170ページをお開き願いたいと思います。

1款総務費1億7,262万8,000円の主なものは、人件費や事務費に対するものでございます。

2款保険給付費51億2,587万9,000円は、一般被保険者及び退職被保険者に対します療養の給付費及び高額療養諸費、移送費、出産育児諸費、葬祭費をそれぞれ計上してござ

います。

3 款後期高齢者支援金等としまして10億3,166万6,000円を計上しております。

4 款前期高齢者納付金としまして293万9,000円、5 款老人保健拠出金としまして367万8,000円、6 款介護納付金としまして5 億2,672万8,000円、7 款共同事業拠出金9 億5,252万6,000円は高額医療共同事業費、保険財政共同安定化事業等へ拠出するものでございます。

8 款保健事業費6,757万8,000円は、40歳から75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導事業や健康づくりの推進事業などの費用を計上しております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

続きまして、議案第32号 平成22年度笠間市老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

老人保健制度につきましては、平成20年4月より後期高齢者医療制度へ移行されましたが、平成20年3月までの診療に係る請求に対応するための予算計上でございます。

199ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ760万円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

200ページをお開き願いたいと思います。

歳入の1 款支払基金交付金は436万9,000円を計上してございます。

次に、2 款国庫支出金205万1,000円、3 款県支出金51万3,000円、4 款繰入金66万円で、いずれも医療費の総額に対しまして、支払基金、国、県、市がそれぞれの負担割合に応じて負担するものの収入でございます。

続きまして、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

201ページをお開き願いたいと思います。

1 款総務費は1 項総務管理費に5 万4,000円、2 款1 項医療諸費744万2,000円は医療給付費、医療費支給費、審査支払手数料でございます。4 款予備費で10万円を計上してございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号 平成22年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

209ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ6 億3,800万円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

210ページをお開き願いたいと思います。

歳入予算の主なものは、1 款1 項の後期高齢者医療保険料4 億8,320万5,000円は、年金より天引きする特別徴収と納付書で納付する普通徴収及び滞納繰越分でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料35万3,000円は督促手数料でございます。

続いて、4款繰入金、1項他会計繰入金1億3,906万6,000円は、一般会計より事務費の繰入金でございます。保険料軽減分の保険基盤安定繰入金、後期高齢者健康事業費繰入金を計上しております。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金で150万1,000円は、過年度分保険料還付財源につきまして広域連合より歳入するものでございます。

続きまして、4項雑入1,387万円は、後期高齢者健診委託料、後期高齢者人間ドック助成金でございます。

続いて、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

211ページをごらん願います。

1款総務費、1項総務管理費で647万円、2項徴収費で389万1,000円、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金としまして6億1,185万円は、茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料と後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金でございます。

3款諸支出金、2項償還金及び還付加算金150万1,000円は、過年度分の保険料還付金として計上しております。

続いて、4款保健事業費1,418万7,000円は、高齢者健康診査費及び後期高齢者人間ドック健診補助金を計上しております。

5款予備費で10万円を計上しております。

以上で、議案第31号より33号の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 議案第34号 平成22年度笠間市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、221ページをお開き願います。

平成22年度笠間市介護保険特別会計予算につきまして、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ44億5,400万円を定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れ最高額を保険事業勘定2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の流用についての規定でございます。

229ページをお開き願います。

歳入でございます。主なものについてご説明申し上げます。

1款1項介護保険料7億7,770万5,000円でございますが、65歳以上の方の保険料でございます。

3款1項国庫負担金7億2,819万9,000円でございますが、介護給付費の20%、施設分の15%分でございます。

ページを返していただきまして、4款1項支払基金交付金12億5,107万円でございますが、40歳から64歳までの方の分でございます。

5款1項県負担金6億1,886万9,000円でございます。

ページを返していただきまして、7款1項一般会計繰入金6億6,357万6,000円、一般会計からの繰入金でございます。

歳出でございますが、234ページをお開き願います。

1款1項総務管理費1億7,510万1,000円でございますが、主に人件費の補助金でございます。

ページを返していただきまして、2款1項介護サービス等諸費36億5,803万7,000円でございます。

ページを返していただきまして、2項介護予防サービス等諸費2億2,943万円でございますが、主に支援者の在宅サービス給付費でございます。

ページを返していただきまして、6項特定入所者介護サービス等費1億7,585万4,000円でございます。

4款1項介護予防事業費2,545万5,000円、2項包括支援事業・任意事業費6,386万6,000円でございますが、主に人件費及び扶助費でございます。

ページを返していただきまして、7款1項予備費100万円でございます。

続きまして、255ページをお開き願います。

議案第35号 平成22年度笠間市介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、介護サービスの事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,740万円と定めるものでございます。

2条につきましては、歳出予算の流用についての規定でございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、261ページをお開き願います。

歳入でございますが、主なものについてご説明申し上げます。

1款1項介護予防サービス費収入2,408万6,000円でございます。介護予防サービス計画の作成に対するものでございます。

2款1項他会計繰入金331万2,000円、一般会計からの繰入金でございます。

歳出でございますが、1款1項総務管理費1,784万6,000円でございますが、人件費でございます。

2款1項介護予防事業費905万5,000円でございます。ケアプラン等の作成委託料でございます。

4款1項予備費49万8,000円でございます。収支のバランスをとったものでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 議案第36号並びに議案第37号についてご説明申し上げます。

まず、議案第36号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

271ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億2,320万円とするものでございます。

第2条では地方債について、第3条では一時借入金の最高額は8億円と定めております。

第4条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

ページを返していただきまして、第1表の歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、1款分担金及び負担金、2項負担金5,008万4,000円は、受益者負担金等を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料4億9,581万円につきましては、下水道使用料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金2億3,010万円につきましては、管渠設計及び工事請負費等の国庫補助金でございます。

4款県支出金、1項県補助金960万円は、工事費の県補助金でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金8億9,900万円は、公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

2項基金繰入金1億515万1,000円につきましては、公共下水道事業基金積立金より繰り入れるものでございます。

9款市債7億3,170万円は、公共下水道事業債及び資本費平準化債でございます。

274ページをお開き願います。

歳出です。1款下水道費、1項下水道総務費3億9,351万3,000円は、業務関係及び下水道施設の保守点検を初めとする維持管理費等を計上してございます。

2項下水道建設費7億1,883万1,000円の主なものは、管渠等を整備していくための設計委託及び工事請負費等を計上しております。

2款公債費、1項公債費14億585万6,000円につきましては、公共下水道事業債及び資本費平準化債の長期債元金及びその利子等でございます。

275ページをごらん願います。

第2表の地方債でございますが、起債の目的は、公共下水道事業債、限度額3億8,450万円、資本費平準化債、限度額3億4,720万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

次に、議案第37号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

299ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,510万円とするものでございます。

第2条では地方債について、第3条では一時借入金の最高額は3億円と定めております。

第4条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

ページを返していただきまして、第1表歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項分担金2,400万1,000円は、友部北部地区の分担金でございます。

2款使用料及び手数料5,763万1,000円は、使用料5,750万1,000円及び2項の手数料13万円で、これは排水設備等の検査手数料でございます。

3款県支出金、1項県補助金2億3,941万4,000円は、友部北部地区の県補助金及び市債償還金に充てるための交付金でございます。

5款繰入金、1項繰入金3億1万1,000円は、公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

8款市債、1項市債2億5,400万円は、友部北部地区農業集落排水事業に充てるための起債でございます。

301ページをごらんください。

歳出でございますが、1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水施設管理費8,819万8,000円の主なものは、汚泥くみ取り手数料、施設管理委託料等でございます。

2項農業集落排水施設建設費5億4,714万6,000円の主なものは、友部北部地区農業集落排水事業の設計業務委託及び工事請負費、また水道管移設のための工作物補償費等でございます。

2款公債費でございますが、2億3,875万6,000円は、市債の元金及び利子でございます。これは22年度に支払うものでございます。

ページを返していただきまして、第2表の地方債でございますが、起債の目的は農業集落排水事業、限度額2億5,400万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） 議案第38号 平成22年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

321ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,980万円と定めるものでございます。

第2条では地方債について、第3条では歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

324ページをごらんいただきたいと思います。

第2表の地方債でございますが、起債の目的、岩間駅東土地区画整理事業債1,530万円、地域開発事業債6,690万円の計8,220万円となります。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

327ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、1款国庫支出金、1項国庫補助金1,980万円は、区画道路の整備に対する国庫補助金でございます。

3款市債、1項市債8,220万円は、岩間駅東土地区画整理事業債及び地域開発事業債でございます。

次に、歳出でございますが、328ページをお開き願います。

1款土地区画整理事業費、1項総務費1,613万9,000円は、土地区画整理審議委員、土地区画整理評価委員の報酬及び人件費等でございます。

2項事業費1億340万円の主なものは、区画道路の工事請負費3,650万円、建物等の物件移転補償費3,800万円を計上いたしております。

以上で、議案第38号の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第39号 平成22年度笠間市立病院事業会計予算についてご説明を申し上げます。

339ページをごらんいただきたいと思います。

業務の予定量は、第2条にありますように、年間患者数の入院については延べ5,110人、外来につきましては延べ2万6,038人、1日平均しますと、入院は14人、外来は88人を予定しているところでございます。

第3条収益的収入及び支出の予定額ですが、総額は5億3,300万円を予定しております。

収入の主なものといたしましては、本来の医業による収益4億7,292万6,000円、一般会計からの補助金など、医業以外での収益につきましては6,007万1,000円を予定しております。

支出では、医業費用として5億2,934万7,000円、企業債の償還利息などの医業外費用

214万9,000円を予定しております。

次に、資本的な部分の予算であります第4条資本的収入及び支出の予定額ですが、収入は地方公営企業の繰り出し基準に基づく一般会計からの出資金が687万円でございます。支出では建設改良費1,030万1,000円、これは玄関、ポーチ、高圧線線引き込み工事など、企業債の償還金259万9,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額602万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金より補てんするものでございます。

第5条、一時借入金につきましては、限度額を2億円と定めるものでございます。

次に、ページを返していただきまして、340ページをごらんいただきたいと思います。

第6条、経費の流用ができる場合、7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費2億8,210万円と公債費5万円としております。

次に、8条他会計からの補助金では、一般会計から受ける負担金、補助金及び出資金の額を定めるものでございます。

9条は、たな卸資産の購入限度額を1億4,191万円と定めるものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 議案第40号並びに議案第41号をご説明申し上げます。

初めに、議案第40号 平成22年度笠間市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。365ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

まず、収入でございますが、1款水道事業収益は17億6,240万円でございます。

1項営業収益16億686万5,000円は、給水収益が主なものでございます。

2項営業外収益1億5,553万2,000円は、他会計補助金が主なものでございます。

3項特別損益3,000円は、科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用は、収入と同額の17億6,240万円でございます。

1項営業費用15億9,355万7,000円は、原水及び浄水費、減価償却費等が主なものでございます。

2項営業外費用1億5,293万9,000円は、企業債借入利息の支払い分が主なものでございます。

3項特別損失4,000円は、科目設定のみでございます。

4項予備費1,590万円は、収支のバランスを図るものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億9,500万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

初めに、収入でございますが、1款資本的収入は1億7,180万円でございます。

1項企業債6,000万円は、配水管整備及び石綿管更新によります企業債の借り入れでございます。

2項他会計出資金1,853万2,000円は、広域化対策によります一般会計出資金でございます。

3項他会計負担金439万円は、消火栓設置に伴う一般会計負担金でございます。

4項工事負担金8,887万8,000円は、補償工事負担金でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出は6億6,680万円でございます。

1項建設改良費3億5,744万1,000円は、施設改良費で、老朽管布設替え工事及び配水管布設工事が主なものでございます。

2項企業債償還金3億935万9,000円は、企業債元金の償還金でございます。

ページを返していただきまして、第5条の企業債でございますが、記載の限度額は、建設改良費6,000万円で、起債の方法、普通貸借、また証券発行により利率は5%となっております。記載のとおりでございます。

第6条の一般借入金の限度額は、1億円と定めるものでございます。

第7条では、支出予定の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費1億5,618万8,000円、公債費6万円とするものでございます。

第9条では、たな卸資産の購入限度額を900万円と定めるものでございます。

次に、議案第41号 平成22年度笠間市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

393ページをお開き願います。

第2条の業務予定量は、記載のとおり予定するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

初めに、収入でございますが、1款工業用水道事業収益は2,740万円でございます。

1項営業収益2,727万8,000円は、給水収益が主なものでございます。

2項営業外収益12万2,000円は、受取利息でございます。

次に、支出でございますが、1款工業用水道事業費用は、収入と同額の2,740万円でございます。

1項営業費用2,309万8,000円は、原水及び浄配水費、減価償却費が主なものでございます。

2項営業外費用150万1,000円は、消費税でございます。

3項特別損失4,000円は、科目設定のみでございます。

4 項予備費279万7,000円は、収支のバランスを図るものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおりでございまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足額450万円は、過年度分損益勘定留保資金450万円で補てんするものです。

初めに、収入でございますが、1款資本的収入はございません。

次に、支出でございますが、1款資本的支出は450万円でございます。

1項建設改良費450万円は、浄配水施設建設費で、1号井戸のしゅんせつ及び二重ケーシング、水中ポンプ設置工事費でございます。

ページを返していただきまして、第5条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費544万3,000円とするものでございます。

第7条では、たな卸資産の購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上で、議案第40号から41号の説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議員提出議案第1号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書について

議員提出議案第2号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書について

議員提出議案第3号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書について

議長（市村博之君） 日程第25、議員提出議案第1号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書についてないし議員提出議案第3号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

4 番野口 圓君。

〔4 番 野口 圓君登壇〕

4 番（野口 圓君） 4 番野口でございます。政治資金規正法の制裁強化を求める意見書についてご提案申し上げます。

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化など、政治資金規正法改正が繰り返されてきました。

しかし、本年1月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことであります。よって、国民の政治不信を招く政治と金の問題を断ち切るため、再発防止に向けた法整備にしっかりと取り組むことを強く求め、地方自治法第99条の規定により国等への意見書を提出するものでございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りたいと思います。

次に、議員提出議案第2号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書についてでございます。

提案理由を申し上げます。

介護保険制度がスターとしてから10年を迎えましたが、介護現場では深刻な問題が山積しております。今後さらに進展する超高齢化社会を見据え、安心して老後を暮らせる社会の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護支援強化、利用者負担の抑制、公費負担の割合の引き上げなど、必要な見直しが求められております。

よって、介護保険制度への抜本的な基盤整備を強く要望し、地方自治法第99条の規定により国等への意見書を提出するものでございます。

続いて、議員提出議案第3号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書について提案理由を申し上げます。

政府は、2010年からスタートする子ども手当の財源について、全額国庫負担と明言していたにもかかわらず、一方的に地方にも負担を求める結論を出しました。地方の意見を十分に聞くこともなく決定するのは、地方と国との信頼関係を著しく損なうものであり、地域主権という言葉とは裏腹な今回の政府の対応はまことに残念であります。

よって、2011年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、政府が当初明言していたとおり全額国庫負担とし、新しい制度としてスタートすることを強く求め、地方自治法第99条の規定により国等への意見書を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくよろしくお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月4日に開きますので、ご参集ください。

大変ご苦労さまでした。

午後4時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署名議員 鈴 木 貞 夫

署名議員 西 山 猛